

内閣委員會議録 第五号

昭和三十三年二月二十日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事相川 勝六君 理事高橋 等君

理事保科善四郎君 理事前田 正男君

理事山本 正一君 理事受田 新吉君

大村 清一君 小金 義照君

北 吟吉君 辻 政信君

中川 俊思君 中嶋 太郎君

永山 忠則君 原 健三郎君

堀川 恭平君 眞崎 勝次君

栗山 博君 山本 猛夫君

苗ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君

淡谷 悠蔵君 稻村 隆一君

中村 高一君 西村 力弥君

出席國務大臣

厚生大臣 堀木 謙三君

出席政府委員

内閣官房副長官 岡崎 英城君

總理府總務長官 今松 治郎君

總理府事務官(自
閣官房内閣審議室
長兼内閣總理大臣
官房審議室長)

吉田 信邦君

行政管理事務次官 轉原 亨君

總理府事務官
(行政管理局長)

岡部 史郎君

自治政務次官 中島 茂喜君

總理府事務官
(自治行政官官)

佐久間 賢君

房總事務官(自
治行政官官)

小林興三次君

總理府事務官(自
治行政官官)

小長規君

防衛政務次官 吉田 萬次君

科學技術政務次官 尾村 偉久君

厚生技術官(公
衆衛生局長)

環境衛生局長

農林政務次官 瀬戸山三男君
通商産業政務次官 小笠 公昭君
委員外の出席者

總理府事務官(自
治行政官官)

長野 士郎君

政務次官(大臣
官房總務課長)

牛丸 義留君

厚生事務官(引揚
援護局庶務課長)

石塚 富雄君

厚生事務官(引揚
援護局未婦
還調査部長)

吉田 元久君

專門員 安倍 三郎君

二月十九日

委員苗ヶ久保重光君辭任につき、その補
欠として田万廣文君が議長の指
名で委員に選任された。

同日

委員田万廣文君辭任につき、その補
欠として苗ヶ久保重光君が議長の指
名で委員に選任された。

同日

委員田村元君、永山忠則君、栗山博
君及び山本猛夫君辭任につき、その
補欠として中嶋太郎君、原健三郎
君、山本猛夫君及び堀川恭平君が議
長の指名で委員に選任された。

同日

委員中嶋太郎君、原健三郎君、山本
猛夫君及び堀川恭平君辭任につき、
その補欠として田村元君、永山忠則
君、栗山博君及び山本猛夫君が議長
の指名で委員に選任された。

二月十八日

通商産業省設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第六九号)(予)

同月十九日

科學技術庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五二号)

漁業制度調査会設置法案(内閣提出
第六六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

文部省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第三六号)

厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第三七号)

青少年問題協議会設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出第三八号)

内閣法の一部を改正する法律案(内
閣提出第四〇号)

自治庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第四七号)

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、第二十六回国會開法
第一五五号)

通商産業省設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第六九号)(予)

科學技術庁設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五二号)

漁業制度調査会設置法案(内閣提出
第六六号)

○福永委員長 これより會議を開きま
す。

通商産業省設置法の一部を改正する
法律案について、まず政府の提案理由
の説明を求めます。小笠通商産業政務
次官。

通商産業省設置法の一部を改正す
る法律案

通商産業省設置法の一部を改正
する法律

通商産業省設置法(昭和二十七年
法律第二百七十五号)の一部を次の
ように改正する。

第五條第二項を次のように改め
る。

2 大臣官房に調査統計部を、通商
局に振興部を、輕工業局に化學肥
料部及びアルコール事業部を置
く。

第二十一條第二項の表中

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

第二十五條第一項の表中

輸出保險 輸出保險 輸出保險に關する重要事項を
審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

審議會 審議會 調査審議すること。

第八條第十三号の次に次の一号を
加える。

十三の二 意匠に關する指導及び
奨励並びにその盗用の防止に關
すること。

第八條に第二項として次の一項を
加える。

2 振興部においては、前項第七号
及び第十号から第十三号の二まで
に掲げる事務をつかさどる。

第十一條第二項の次に次の一項を
加える。

3 アルコール事業部においては、
第一項第一号及び第七号に掲げる
事務のうち、アルコール及びエチ
ルエーテルに關すること並びに同
項第四号及び第五号に掲げる事務
をつかさどる。

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

金沢纖維製品検査所 金沢市

高岡纖維製品検査所 高岡市

- 2 工業所有権研修所は、東京都に置く。
3 工業所有権研修所の内部組織は、通商産業省令で定める。

第四十七条第一項の表中

意匠奨励 審査会	意匠の奨励に関する事項を調 査審議すること。
介理士懲 戒審査会	介理士の懲戒に關し議決する こと。

「介理士懲戒に關し議決すること」
に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

通商の振興に關する事務の増大に伴い、通商局に振興部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小笠政府委員 通商産業省設置法の

一部を改正する法律案についてその趣旨を御説明申し上げます。

改正の要点は、第一に通商局に振興部を設置することにあります。今後におけるわが国経済の安定的成長を期するためには、輸出の振興がその基本的要件であることはいうまでもないことでありまして、通商産業省としてもあらゆる施策を結集して努力を重ねておりますが、この際通商局に新たに振興部を設置し、海外における貿易振興の中核体としての日本貿易振興会の運営の強化、今後ますます活発化するものと期待される海外諸国との経済協力の促進並びに輸出保険、輸出検査、意匠の奨励及び盗用の防止等の事務をあわせ行うことにより、輸出の振興に關する行政の態勢を格段に強化することといはしました。

なお、意匠に關する奨励の事務は、従来特許庁において行なっております

を

たが、最近において輸出品の意匠の改善及び外国品の意匠の盗用の防止等、意匠問題が国際的にも国内的にも重要な問題となつてゐる状況にかんがみまして、これを通商局において行うこととし、あわせて従来特許庁の付属機関として設置されてゐた意匠奨励審議会を本省の付属機関とすることとした。

第二は、輕工業局にアルコール事業部を設置することでありまして、アルコール専売事業は、約千四百名の職員を擁し、年間売り上げも三十数億圓に達しており、加えて公共企業体としての特殊性にもかんがみ、アルコール事業部を設けて業務態勢を確立し、より一そう事業運営の合理化をはかることとした。

第三は、金沢繊維製品検査所高岡支所を本所に昇格させることでありまして、高岡支所における輸出絹織物の検査高は、富山県下における繊維産業の発展に伴つて逐年増加の一途をたどり、昭和三十一年度においては、全国検査高の一三〇に達し、既設の九検査所に比較しても福井繊維製品検査所及び金沢繊維製品検査所（高岡支所を除く。）に次ぐ地位を占めておりますの

で、この際本所に昇格させることににより、その機能の充実をはかるとともに民間検査機関の指導監督にも万全を期することとした。

第四は、特許庁に工業所有権研修所を設置することでありまして、最近における急速な技術の進歩と経済の発展に伴い、工業所有権出願は、急激に増加するとともに内容的にも高度化、複雑化の一途をたつております。このため、三十一年度以降引き続き特許庁の審査、審判関係要員の増加を行なつて参りましたが、このたび工業所有権研修所を設置して、審査、審判に必要な職務上の研修を行い、審査官、審判官の職務能力の向上をはかることとした。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします次第であります。

○福永委員長 次に漁業制度調査会設置法案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。瀬戸山農林政務次官。

漁業制度調査会設置法案
(設置)

第一条 漁業事情の推移にかんがみ、漁業に關する基本的制度の改善に關する重要事項を調査審議するため、水産庁に、附屬機関として、漁業制度調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、農林大臣の諮問に応じ、漁業生産に關する制度及び漁業者の協同組織の改善に關する重要事項を調査審議し、並びにこれに關し必要と認める事項を關係行政庁に建議する。

(組織)

第三条 調査会は、委員二十五人以上で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に關し學識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

(会長)

第五条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第六条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員十人以上を置くことができる。

2 専門委員は、第二条に規定する事項に關し學識経験のある者のうちから、農林大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項の表中

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

輸出水産業振興審議会

漁業事情の推移にかんがみ、漁業に關する基本的制度の改善に關する重要事項を調査審議するため、水産庁に、漁業制度調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬戸山政府委員　ただいま上程せられました漁業制度調査会設置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、戦後の復興に伴い、次第に漁場が拡大されるとともに、漁業に關する政府の諸施策とも相待ちます。して、急速な発展を遂げ、昭和二十七年度的においては、その生産高において戦前の最高水準に復帰し、以来世界有数の水産國の実をあげておりますことは、御承知の通りであります。

しかしながら、この間沿岸漁場における漁業生産は、必ずしも十分な伸展を見せず、漁業経営体総数の八割五割を占める漁家層は、低い生産性と所得水準にとどまり、またこの漁場における漁業調整、特に沖合漁業との問題は、近來深刻化して参っているであります。一方、近年におきましては、遠洋

漁場において、沿岸国との調整をはかる必要が漸次増大するほか、水産資源の最高生産性を維持するための国際協力の調が進められ、漁業に関する諸条約が締結されました。従来のように、漁場の拡大により問題を解決する方途にも慎重なる態度をとらざるを得ない事態に至っているのであります。

このような事態のもとにおきましては、従来にも増して、一そり水産資源の維持培養をはかり、漁場を高度に利

用し、漁業の調整に意を用いまして、漁業の生産性を向上し、漁業者の協同組織を整備しその経営の安定を期して参らねばならないと思うのであります。従いまして、この時に当り、ただちに従来とられております各種の漁業振興施策を強化するのみならず、現行の漁業に関する基本的制度も検討し、これが改善措置を講ずる必要があると存するのであります。

の制度と密接なる関係を有します。漁業協同組合等の漁業者の協同組織に關しまして、その改善の方途につき重要事項を調査審議し、またこれらに關し必要と認める事項を関係行政庁に建議することを、その任務といたしたのであります。

以内の専門委員を置くことができるものといいました。これら委員及び専門委員は、学識経験者のうちから、農林大臣が任命することとし、会長は委員の互選によって定めることとした。

このほか、この法律の制定に伴いまして、水産庁設置法の一部改正を行なっております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○福永委員長 次に科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めます。吉田科学技術政務次官。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律

和學技術片語置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表中航空技術審議會の項の次に次のように加える。

電子技術 審議会 電子技術に関する重要事項を審議すること。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

電子技術振興の重要性にかんがみ、科学技術庁に電子技術審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉田(萬)政府委員 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の提出理由を申し述べます。

ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につき、御説明申し上げます。この法律案は、最近における電子技術の著しい進歩に対処するため、科学技術庁に諮問機関として電子技術審議会を新たに設置しようとするものであります。

そもそも電子技術は、従来とも、無線通信、テレビジョン、エックス線、電子顕微鏡等において電子の運動の独特な性質を利用する技術として、各方面に利用されて参つたものであります。

発達し、まことに驚くべきものがあ
る。電子技術は、今日、電子計算機、
オートメーション、航空機、原子力利
用等からさらに医療にまでわたる広い
分野において利用される一方、これら
各部門はすべて電子技術と連結して

もはやその発展を期しがたい段階にまで到達いたしましたのであります。

政府といたしましては、すでに昭和三十一年九月科学技術庁の諮問機関で

ある科学技術審議会に電子技術部会を置き、自來、この電子技術部会の意見を尊重して科学技術庁は電子技術振興のため、外国技術の導入、電子技術に關する技術者の海外派遣、關係行政機關の電子技術に關する試験研究費の目

積り方針の調整等諸般の措置を講じて参つたのであります。しかしながら、最近における電子技術の進歩はますます急速で、電子技術部会の審議事項はおのずから広範多岐にわたることと

なつたため、現在の機構では、審議を行ふに必ずしも十分でないと考えられるに至つたのであります。よつて、政府といたしましては、従来の電子技術那会を発展的に解消させて、電子技術

審議会を新たに設置することを決定いたしましたし、ここに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。

概要を申し上げますれば、審議会の組織といたしましては、学識経験者および関係行政機関の職員から選任される二十五名以内の委員と三十名ないし四十名の専門委員が置かれ、また専門の事項を調査審議するため必要と認むる委員を附査審議する。必要と認むる委員を附査審議する。

つきの部会を設ける予定であります。

このような組織の審議会におきまして、電子技術の飛躍的振興をはかるために、電子技術に関する研究とその成果の利用開発の促進方策等について、

以上、はなはだ簡単でございますが、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一条中「(以下「職員」といふ。)」を「(調達庁の職員を除く。以下「職員」といふ。)」に改める。

第四条第一項中「書記官及び部

調達庁は、駐留軍が必要とする施設、区域及び労務を提供し、また駐留軍から

目的があるようでございます。これは従来非常に問題であったのでございします。政府が情報収集機関を強化し

○岡崎政府委員　内閣調査室を設けましたのは、内閣の重要政策に関する情報の収集調査並びにこれに関する政府

持つてその職務を行なつておるのか。今私がお尋ねしたような、各国あるいは各方面別の担当職員というものがあ

るはずで。そういう職員の数分野をお示しを願いたいと思ひます。

○岡崎政府委員 ただいまの三十六名の内閣調査室の定員のうち、八名は、調査室外の審議室の方に七名と参事官一名で、八名だけは内閣調査室以外の定員でございます。残りの二十八名を庶務に若干名とあと四班くらいだと記憶しておりますが、そういうふうに英米別並に各閣別、国内別と分けておりました。三、四名ずつに分けてその衝に当らせておるといふのが実情でございます。

○受田委員 その四班に分けてやる中身ですが、英米別、各閣別、国内別という今の御答弁でございましたが、四班は、第一班、第二班、第三班、第四班として、さらに具体的な担当区域をお示し願ひたい。

○岡崎政府委員 こまかい担当区域になりますとあれですが、欧米並にアジア、アジアを二つに分けて、東南アジアと普通のアジア、それから日本の中を二つに分ける、そういうふうに四つに分けておると記憶しております。あまり明確な事務分掌を作つてやらしておるわけではございませんが、大体目標はそういうふうなやっております。

○受田委員 今副長官、はつきり四班に分けてあるというお言葉でございましたが、欧米と東南アジアと普通のアジア、それから国内を二つに分ける、そういうふうな格好に分けておるのでございませうが、ほんとうですか。それが四班ですか。

○岡崎政府委員 名前を特に書いてありませんが、第一、第二、第三、第四班と分けてやっております。

○受田委員 そうしますと、英米それから東南アジア、普通のアジア、国内が一、二……五班じゃないですか。

○岡崎政府委員 国内は一つです。

○受田委員 さつき国内が二つに分れておると言つたのは……

○岡崎政府委員 国内は一つです。間違ひました。

○受田委員 そうしますと、この四班がそれぞれの地区別に分れて情報収集に当り、さらにそれを連絡調整するのでありますが、その情報収集には、外務省にはまた外務省の特殊の機関があり、また警察庁、法務省、それぞれその機関のそういう情報収集というものの関係のそういうものは、ただ単に連絡調整というだけですか。あるいはもつと深いものがあるのか。

○岡崎政府委員 各省との連絡は、各省から情報の御提供をしていただいております。その方が実情でございます。

○受田委員 そうすると、単に情報収集の機関として資料を提供していただく、その連絡調整をはかつて、国策の一翼に資するということのような形の機関でございますか、それ以外に任務はございませうか。

○岡崎政府委員 内閣調査室においても若干委託情報をお願いしたり、また各方面からの直接御提供いただいております。お面もございませうが各省の情報も、先ほど申し上げましたように、提供していただいて、両方総合調整いたしまして、整理して、国策に必要な情報を内閣から各省にまた流すというふうにしております。ただこゝでもって政策を

立てたり方針を立てたりということはいたしておりません。

○受田委員 そうすると、各省にある情報収集機関の連絡調整だけでいいじゃないですか。別に情報収集を別の機関で、さらに屋上屋を重ねるような格好でそれに職員を置いてまでやる必要はないのじゃないですか。

○岡崎政府委員 各省の情報は、また情報の整理等は、各省のお立場でやっております。各省のお立場でやっております。それを総合的にいたします。提供していただくのと同時に、やはり統制、統合的な政治の中心の立場からの情報というものを、若干収集調整する必要があるというので、若干の情報提供していただくものを基礎にいたしまして、各方面に直接情報収集をいたしておる面も若干ございます。

○受田委員 若干というので軽く見ておられるようでございませうが、三十六人の職員、特に二十八人を四班に分けて分担しておられるこの情報収集は、これは人的構成からいって、大した効果はないと思ひます。むしろ各省にあるそういう情報機関で収集された情報の方がもつと的確なものであらう、それを屋上屋を重ねるような総合的な情報収集という今お言葉がありました。総合的な情報収集をする人間をそこに新たに作つて、そしてそこへ何らかの政府の意図する目的のもとにこれを集めさせるといふような格好になるおそれもあるのです。従つてもしこ

ういう機関を置くこととされるならば、単にそれらの情報の連絡調整だけで、収集は各省各庁にまかしておかれるべきじゃないかと思ひます。総合的な

情報収集機関を設けるといふところは問題があると私は思ひますが、そこにまた十五名も定数をふやしてまで、その情報収集をする必要がございませうか。各省の情報収集機関で十分じゃないですか。十五名という職員は相当やういふ有能な人だと私は思ひます。そういう有能な人を、そういう各省の情報収集で安心できないから、その上にもつと高い高度の情報収集をやらすなどということになると、これはどうも国家統制の目的があるような印象を国民に与えると思ひます。単にこれは定数十五名ふえていくというより簡単な法案でありますけれども、その背後に横たわるものは、おそれるべき思想国家を建設するのじゃないか、そういう危険があるのです。これはささいに見えまして非常に重大な問題だと私は思ひますが、もう一度各省にまかした情報収集を単に連絡調整されて、そして政府がこれに対する施策を講ぜられる程度でいいのじゃないか。総合的な情報収集という目的をこへ別にうたわなくてもいいじゃないかというのを感ずるのですが、副長官、あなたは責任ある答弁はできませんか。

○岡崎政府委員 先ほどから申し上げましたように、政府の重要施策に關する情報の収集という面も、設立の当初からの目的にうたわれておるわけですが、その面については、現在の段階においては、特に増員する必要を認めませんので、その整理統合はうまく参りませんものから、整理統合をよくしていきなさいというの、今度の増員の目的でございまして、情報収集のためにはこの十五名は、今私は使ふ必要

を感じておらないので、整理統合させるためにこの十五名を今度増員するのでございます。ただしかしながら、総合的な情報収集ということもやはり若干はなければ、各省に分散された情報に、やはり欠陥の出る面もあると思ひますので、従来のやはり総合的な情報収集は、従来の定員の範囲においてやつていきなさい、こゝ思つております。

○中川委員 ちょっと関連して。私は先ほどから受田君と副長官の答弁を聞いています。受田君の言われる点と、私の疑念とするところはちよつとニュアンスが違ひます。ニュアンスは違ひますが、私の考えておることは、今まで三十六名でやつておられたのを五十一人になぜ急にふやさなければいけないか。それは今あなたと受田君とのやりとりを聞いてみると、これは水かけ論ですよ。だからさういふことでなく、根本的に十五名というものをふやさなくてはならぬという理由が、今の御説明だけではどうもはつきりしないのです。私も手元の資料として考へても、それからさういふと明確に、総務長官が見えておるのですから、総務長官からもつと明確に、どうしてこれは十五人ふやさなければならぬのだ、さういふことを一つ御説明していただくのがいいじゃないか。大体鳩山内閣以来、行政整理をして、役人の数は少くして行政機構を簡単にしようといふのが、わが党の一貫した理念であつたと思ひます。それに今回の内閣委員会に持ち込まれました各省設置法というのは、ほとんど各省が出してきた。ほとんど機構を大きくして役人の数をふやすことばかりを検討してお

るような考えを私は国民に持たせるの
じやないかと思うのです、これがする
る通過しますと。ですからこれは政
府においても十分にお考えいただきたい
て、必要なものは私どもは与党でござ
いますから、社会党のいかなる反対が
あつても断固押し切ります。押し切り
ますが、しかしやはり国民の血税を私
どもは監視する義務がございます。や
はり役人はただ働きはしてくれないの
ですから、月給も相当にとる、やめれ
ば恩給もとる、十分に。孫子の末まで
国民は血税をもつてまかなわなければ
ならないのですから、こういうような
定員を増加させることについては、よ
ほど慎重にやつていただかないと、た
だ役所がどんどん出してくるものを
のみにして、そうして各省設置法とい
うのでどんどん、今まで一つのものを
二つに分けてみたり、中に部を設けて
みたりして、結局今の定員でおやりに
なるのならまだいいけれども、定員を
ふやすことになる。ほとんどふやすこ
とになると私は思う。そういう方面に
むだな費用を使わないで、まだ国家と
して大きな費用を使う方面があるわけ
でありますから、私どもは大局の見地
から決して政府にいやがらせをいうの
ではございません、私どもの作つておる
内閣でございますから、私どもとして
この内閣の政策をあくまで推進して
いかなければならぬということはいく
わかつておるのではありません、しか
し国民に納得のいくやり方をしませ
んと、やはり政府のマイナスになり、私
どものマイナスになるわけでございます
すから、そういう点を私どもは勘案し
て申し上げるのですが、従つてこの内
閣委員会に付託され、また今後付託さ

れんとしております各省設置法につ
ましては、十分に私どもは再検討をし
なければならぬ面があるように実は今
のところ考へておるわけですが、従つて
この問題につきましても、ただ今岡崎
さんと受田さんとのやりとりを聞いて
みますと、私ども公平な立場で見ても
水かけ論にしか見えない、水かけ論と
いうと何ですが、国民が納得するだけ
の御説明をまだいただいていないと思
いますから、なぜ三十六名でやつて
おつたものを五十一名にふやさない
ばならないか、三十六名でできない
か、一体私は小さな仕事をしております
が、人数をよけいふやしたからとい
つて仕事の能率は上るものじやござ
いません。むしろ人数の少ない方が仕事
の能率が上るのです。あなた方も仕事
をなすつておるのであるから、これは
一つの小さな私企業を見ましても、私
は同僚だろつと思つたのです。政府も
ただ役人をどんどんふやしてばかりい
て、そして今や削減が官僚栄えする
というやうな事態が起るのじやない
か。(笑聲)これは決して笑つていい
こと、私は真剣に皆さんに考へていた
きたいと思つたのですが、日本は軍閥が
減びて、今度は官僚で日本が減びるの
じやないかというやうな危惧が現実
は持つておる。そういうことになり
かねない状態になつておる。このたび
の予算の編成なんかを見ましても、全
く大蔵官僚は勝手なことをやつてお
る。呼び出して聞いてみれば、答弁の
できないやうな事態がままたございま
した。いたずらに人数が多いから私は
ういうやうな結果に陥るのじやないか
と思ひます。だから人数が多いから必
ず仕事の能率が上るということは言え

ないと思ふ。ですから、むしろ税金を
預つておりますものは、できるだけ人
数を縮小して、そうして仕事の能率を
上げるという方面に意を注いでいただ
かないと困る。ただ役所が出してきた
やつ、各省が出してきたやつを今のま
まで全くのみにしてどんどん――各
省設置法だけは、一体大蔵省は予算査
定に當つても、私はどれだけの熱意を
持つて査定したかと思つたのです。これ
だけはほとんどどのみにしておるじや
ないかといふくらゐに考へられる節が
あるのではありません。ですからこれら
の点は十分に私は、決していやがらせを
言つても何でもございせん。十分
に考へていただいて、十五名をふやす
のはやむを得ずといふやうな事態に
なるのだといふ、根拠がありません
と、また国民がだれが聞いても納得
する面がございせん、今後の各省
の設置法についても私は同様な意見が
述べられると思ひます。これは最初で
ございせんから、それらの点について
総務長官も見えておるのですから、十
分に一つわかるように御説明を願つて
おきたいと思つたのです。

ておるのですから、一応総務長官から政
府の十分に責任を持つたお考えを一度
聞いておかないと、これはただ与党で
あるから、何でも与党の政府が出して
きたものをどんだらうのみにするとい
うなら与党の議員は必要ない。ただ採
決のときに手を上げるだけではだれで
も雇つてくれればよろしい。

○福永委員長 では総務長官でよろし
ければ、総務長官から答弁をお願いします。

○今松政府委員 お答えをいたします
が、今問題になつております調査室
の増員の問題は、これは実は私の方
の所管ではないので、経過を私承知し
ておられません。従つて私から答弁するこ
とをちよと差し控へさせていただきます
と思ひますが、全体の今回の予算に各
省の増員が非常に多い、こういうお話
につきましても、実はまだ私の所管と
いうわけでもないで、検討しており
ませんが、いずれ官房長官とも相談し
まして、そういう全体についての増員
に対する政府の意見というものを適当
な機会に述べてもらうことにいたした
と思ひます。

○中川委員 それでけつこうですか
ら、どうか官房長官と御相談下さつて、
政府としての、やはりわれわれが納得
するやうな説明をしていただきませ
んと、今後いろいろの設置法に關連する
と思ひますから、特にお願ひしておき
ます。

○受田委員 では内閣法に關係する問
題は非常に複雑多岐になつてきました
し、重大になりましたので、質疑を殘
すこととしまして、一応副長官にお伺
いしておきたいことは、情報収集とい
う任務のために今調査室ができてい
るという一つの目的があるわけですね。

高度の総合的情報収集――非常に名前
は美しいけれども、問題がある。この
情報収集によつて得られかつそれを連
絡調整された結果、情報白書というや
うなものが用意されているかどうか。
これは公開できますか、できません
か、これを伺いたい。

○岡崎政府委員 ただいまの情報白書
を公開するかどうかという御質問で
ございしますが、これは万般の問題に
あつておりますので、総合的な情報白
書といふやうなわけにはなかなか参ら
ないのじやないかと思つたのですが、個
別的には過去におきましてもいろいろ情
報を一般に公開いたしておりますし、
できるだけ総合的な、あらゆる問題に
ついて適正に整理調整して将来一般
国民の皆様に御発表し、または内閣官
房から提供する、こういうふうにい
たい。それには不十分だといふのが
このたびの増員を要求したおもな理
由でございまして、情報を直接とると
いふことにはこのたびの増員は向け
ない、こういうつもりでございませ
ん。でございますから、従来もいろいろ情
報を公開しておりますが、総合的な白
書を出すといふことはなかなかむずか
しいのじやないかと思ひます。しかし
従来もやつておりますことは、将来と
もますます公表していくやうに努力
いたしたい、こう思つております。

○受田委員 それでは情報収集の秘密
はありませんか。

○岡崎政府委員 情報収集に秘密は
ございません。

○受田委員 そうすると、情報収集は
思想的な情報ですか、そのほかの情報
も入りますか。

○受田委員 どうもはつきりしない。

○岡崎政府委員 高度という意味はど

○受田委員
あなたが考えられたより

100

○岡崎政府委員 統制をしたり、また

れでおきまして、**官房長官に御苦勞**

のですが、それは自民党の人たちが集

理するもの、この調査室の目的だと思ひ

統合が的確に参らぬところが、

ロシヤからは来ないだらうと言つた

7

食いとめる道がないのだから

国防長官。日本

あるだろ」といふことは、推察であらう。

いふ言角がたしやすいのですか 前と

では全然これには問題にもならないこと

きた、こういう工合に私は考える。そ

○通次委員 前田 昇久 三井物産株式

このいふことを委員長結束して下

さいましたので、さように私は確認を
して、これから簡単に質問申し上げた
と思います。

青少年問題協議会の意見書の中を見
ますと、不良出版物や不良映画、
そういう問題について自己規制を強く
要請する意見が出ております。その自
己規制を要請するのは、映画に対して
その機能を十分に発揮してもらおうと
いう要請があるわけですが、その中
に、外国映画ことにアメリカから入っ
てくる映画については、それを要請し
ておるのかどうか、現状は一体そのよ
うに映画の関門をくぐるような工合に
進められておるか、その点につ
いて、この意見を見申された協議会の
立場から現状を一つ御説明願いたいと
思う。

○吉田(信)政府委員 映画等に対し
して、青少年に悪影響を及ぼす映画等
を適切に措置するようにというこ
とにつきましては、政府自身が直接にそ
ういふことを命ずるとかなんとかいうこ
とではなくして、そういう民間の団体
において自主的に判断し、そうして措
置していただくようになっておる次第
でございます。ただいまお話がござい
ました外国映画等につきましては、国
内映画と同様に、同一の立場において
御処置いただくことになっておりま
す。

○西村(力)委員 われわれの承知して
おった限りでは、外国映画のアメリカ
を除いたものは、映倫が何か、検閲と
まではないかという点でも、一応そうい
う関門をくぐるのに、アメリカ映画に
限ってはフリーパスで通過しておる
のだというのを聞いておったのです
が、現状はそれが改善せられて、現在

はアメリカ映画もこの関門を通過する
という工合に変わっておるのでござい
ますか。

○吉田(信)政府委員 昨年二月、新映
倫と申しますか、新しい映倫が発足し
て、それ以来いづれのものも同一に扱
うようになっておると承知いたしてお
ります。

○西村(力)委員 その次に私お聞きし
たいのは、アメリカが行う映画、テレ
ビその他を通じての文化工作、それ
については、この青少年問題協議会に
おいてはいろいろ議論あるいは検討せ
られたことがあるかどうか。

○吉田(信)政府委員 いわゆる文化工
作に対してまで検討いたしてはおりま
せん。

○西村(力)委員 そのことは、どの委
員からも発言がなくて全然問題にされ
なかつたのか、その協議会の事務を担
当するものの方からそういうものは除
いて問題提供をやっておるのか、その
点はどうか。

○吉田(信)政府委員 これにつきましては、
一般的に申しますと、事務当局
の方で問題を提起する場合もあり、ま
た多くの場合は、委員の方から問題を
提起される場合が、今までの結果から
申しますれば多いかと存じます。今の
文化工作云々につきましては、いわゆ
る思想の問題ともからみますので、こ
れはお互いの良識の立場から、文化工
作というものは触れないという、
おのずから自制から来るものではな
かるかと考えている次第でございま
す。

○西村(力)委員 私が文化工作という
言葉を用いたから、極限されたものの
ようにあなたはとっておられるようで
ございますが、アメリカのいろいろな
映画その他の、青少年の前に出てくる
すべてのものに對して、やはり検討せ
られるというところは非常に大事ではな
いだろうか。今までテレビなんかの出
たVOAあるいはUSISなどの提供
されたものを見ますと、水爆戦争など
に對しては、水爆は平和を守るの
であるからこれは大事なのである、
お母さん私は初めてわかりましたと、
子供は返事をします。こういう仕組み
のテレビなんかがかかっているのです。
こういう問題について、これをはつき
りこの問題の中に入れてこの協議会に
検討しないか、問題は国内の性
的映画とかそういうものだけに限局
してやるといふことだけでは、非常に
狭められて誤った方向にいくのでは
ないだろうか。将来の問題としてそ
の点については十分に考えていただか
なければならぬのではないだろうか、
私はこう思うわけですが、御所見はど
うですか。

○吉田(信)政府委員 この映画にいた
しまして、あるいは新聞、テレビ等
にいたしまして、いろいろな角度か
ら問題を提起することは必要であらう
かと存じております。そういう意味に
おきまして、今の御意見は私どもとし
て非常にけっこうなことだと思つてご
ざいます。ただ問題の取り上げ方が
あまり漠とした——漠としたと申して
は間違ひかもしれませんが、まず現在
かなりどぎついのはつきりした意味の
ものが多々ございます。たとえば青少年
に對して犯罪を示唆するおそれがある
とか、あるいはまた遊蕩的な気分にし
せるものがあるとか、そういうかなり

はつきりしたものが多々ございますの
で、そういったものがまず具体的に取
り上げられることになっておると思
います。今後の問題としては、さらに広
い立場からこれらの問題について検討
を加えていく必要があるかと思いま
す。

○福永委員長 受田信吉君。
○受田委員 今松総務局長が御出席で
ありますので、前回質問をしておりま
せん残余の問題並びに総括的な問題
をお尋ねしてみたいと思つてます。

総理府の中に青少年問題協議会とい
う機関を設けられておることは、総務
長官としてはその調整の責任があら
るので、十分内容その他について検討
を加えられた上での法案の御提出であ
らう、また付属機関の立場からのい
ろいろな御検討もされておられると思
うのでございますが、こうした協議会と
いふものが、その目的を十分達成す
るためには、そこに出ておられる委員の
皆さん並びにそこで協議せられる協議
事項というふうなものが、重要な役割
を果たすと思つてます。従つて青少年問題
協議会が単におさなりの協議会である
ならば、わざわざ付属機関としてこの
ようなものを設ける必要はない。とこ
ろがここへ事務局というものを置いて
これを大いに取り上げられようとする
ところに、何か青少年問題に対する大
きな意義を見出したい、青年の将来を
明るくしたいというふうなお気持ちがあ
ると思つてます。従つて私たちが根本的
には事務局を置くことに反対ではない
のです。反対ではないのであります
が、岸内閣がすでに青少年の育成をそ
の政策の中に取り入れられておる今
日、この青少年問題協議会というもの

の果たす役割は、現在の政府の立場から
しても非常に大事な役割だと思いま
す。もう一つは、青少年を一党一派の
政策の具に供したり、あるいはこれを
利用したりしようとするところになる
おそれもあるわけでございますから、青
少年の育成ということとその不良防
止というところは、高い立場で党派を越
えた、将来の青少年を育成するとい
う形でやらなければならないと思つて
います。その意味におきまして、あなたは
総理にかわつて御答弁が願えると思つ
ますが、この青少年問題協議会を通じて
の全国の青年団、少年団の育成とい
うものをどういふふうにかつておられ
るか、青少年の団体との関係をどう考
えておられるか、これをどういふふう
に育てようとしておられるか、岸内閣の
性格から、青少年団の育成というもの
をお答え願いたいと思つてます。

○今松政府委員 お答えいたします。
青少年問題の協議会に今度事務局を置
きまして、その仕事を強化して参らう
というところが今御提案をいたしま
した理由であります。実は総理府の
方の所管しておりますが、実は総理府の
またがる仕事は、大体二十六ほど審議
会といふものがございまして、これを
わずかな審議会の職員でそれぞれ調査
をするといふことは非常に手薄でもご
ざいます。今、今般受田委員も申さ
れましたように、将来わが国を背負う
青少年の問題は、特に政府といたしま
しても力を入れて、これが従来の非行
防止とか不良化防止といふことにな
しに、積極的に何か青少年に希望を持
たすようなものを一つここで作定する必
要があるのではないかと、こういふよう
な次第でございまして。

ただいまお話しのように、青年の方向を一党一派の方向に持っていくという考えは毛頭いたしておりませんので、われわれはいたしましては、差し当り青年が集まつていろいろ打ち合せをしたり協議をしたりするようなことにいたしまして、その場所がなかったり、また勤務精神を植えつけるために、従来やつております建設省や農林省の方策も、また改進黨の余地もあるし、強化の必要もあるのじゃないか。こういうようなことで、今度事務局を置きまして、そこで専門的知識と長期の研究を遂げてもらひまして、将来に資したいというのが目的でございます。従つてわれわれはいたしましては、今後、従来の消極的方面から積極的に多少乗り出して行く。それにつきまして現在ある青年運動等の關係をどういう工合に持つていったら一番効果的であるかというよりは、今度の最初の課題として検討したい、こういうふうに考へておる次第でございます。

○受田委員 この間委員会で、私政府側の答弁資料を要求しておいた六六の問題があるわけです。それは文書で御回答願えますか、あるいは口頭をもつて御答弁願えますか。膨大なものであれば文書でけっこうです。要點さえいただければ……。

○今松政府委員 ただいま文書をもつて差し上げたというので検討しているところでございます。しばらくお待ち願います。

○受田委員 資料が出ないうちに採決をするということになると問題が起るわけですが、要點だけについてはお答えをいただかなければならない問題がある。それは、全国で青年団が団体を結成している状況はどうか。団員数がどれだけの数かという問題。もう一つは、自民党の青年団とか社会党の青年団とか——青年部と称してありますが、政府はこの青年協議会に今千五百万円かなんか金を持っている。その協議会の金の使い方が、自民党の青年育成のためにわれわれ国民の血税をはらまかれるというふうなことになるならば、これは大へんな問題であるということになるので、その金の使い方、自党の青年部を大いに育てるために使つていく意味でなくして、日本の青少年を育成することに持つていかなければいかぬわけです。そういうお心づかいには常に留意されているかどうか。これらの問題をお答え願ひたい。

○吉田(信)政府委員 現在協議会としてどうする、直接に青年団等を糾合してどうする、協議会といたしましては総合調整なり方針の作定なりということに重点がございまして、委員の方々も各省關係の事務次官とかあるいは検察庁關係の方々あるいは一般の学識経験者というよりなるものをもつて組織いたしております。従いまして具体的な青少年団体との關係と申しては、おまな団体によりつた協議会できまりましたことを通知する。また必要な場合いろいろの御報告をいただくという程度にとどめておるのでございまして、団体に対して直接補助金というより正式のもの、一銭も使つておらないわけでございます。協議会として補助金がございしますが、これは地方における協議団組織、全国各府県はちろん、市町村のうちも相当数ござい

すが、大体数を申しますと約千七百の市町村に協議会が設けられておりますが、こゝろに地方の協議会に対する事務費の補助というふうな面に使用しております。あとは青年白書といったもの、印刷代とか会議費、こういったものに使用しておるのであります。具体的な団体に及んでおりませんことはちろん、一党一派の団体をどうする、というふうな考え方は当初から毛頭含まれておらないのでござい

○受田委員 もう一つここでぜひ答弁を願つておかなければならぬ重大な点があります。それはこの間お尋ねした青少年問題協議会と、文部省あるいは厚生省、検察庁、法務省、こゝろに厚生の他の団体との連絡調整でござい

す。特に教育方面におきましては、文部省が社会教育の立場から担当しておるのでございしますが、青少年問題協議会がある結論を出す、それを今度実際に運営するに當つて文部省とか厚生省、検察庁とかいふところに適當に指示するの、あるいは勧告をするのか。党派を超えて各省にまたがって、有能な委員たちによつて得られた結論が、どういふ形で生かされるか、その生かされ方を一つ御答弁願ひたい。

○吉田(信)政府委員 その点につきましては、この協議会におきましては内閣総理大臣の諮問に答へ、また内閣総理大臣に意見を具申するといふ形になっております。同時に委員会の構成としては、先ほど申しましたように、各省の代表者たる次官が出ておられまして、従いましてそこで協議されることは同時に各省の責任者の耳にも入つておるわけでございますが、内閣総理大

臣にそういう意見の具申がありました場合にそれを受けまして、各省において、それぞれ必要な処置をとつておるのでございます。たとへて申しますれば、學校關係の問題は、これは本来からいへば文部省の専管であり、文部省といたしましては、中央教育審議会その他のいろいろな諮問機關を持つて措置してきておるところでございますが、同時にこの協議会は、さらに広い青少年問題一般という立場から、問題を取り上げますだけに、広い立場からも意見が出てくるわけでござい

ます。そういうような立場から、具体的ないろいろな意見具申があるわけでございまして、たとへば先般もちよつと申し上げましたが、定時制高等学校につきましても、先般地方団体の再整備のた

めに、地方団体の財政を締めるといふような關係から、その際に定時高校に対する市町村の寄付金を制限するといふような問題が起りかけたことがござい

ます。そのときにこの協議会といたしましては、定時制高等学校に対する財政措置についてという意見具申を総理大臣に対していたしました。これにこたへまして自治庁においても、直ちに寄付金の承認の暫定措置についてといふような名前の通達を發しまして、こゝろに再整備の關係から地方財政を締めなければならぬことはもち

ろんだが、しかしそれだからといって定時制高等学校に対する寄付金を抑制するといふようなことはしてはならぬといふような通達を自治庁から發してお

ります。大体一例でございしますが、そういうたふさな形におきまして中央の方針にこたへ、各省においてそれぞれ措置するやうな形で運営されておる次第でございます。

○受田委員 あなたの今の御説明の勤勞青少年、特に定時制高校の生徒に対する協議会の御意見が効果的に現れておるといふことは、私非常に同慶に存するのですが、そういう形において、今問題とされておるやうな、たとえば大学の通信教育に学ぶ者が、夏季一カ月にわたつてスクーリングで東京に来る、こゝろにときに雇用しておる経営者が、一カ月職場を抜けて出ること非常に反對して、学問の道を閉ざしているといふやうな問題がある。こゝろに問題といたしまして、勤勞と教育といふやうな問題はなかなか文部省でもできぬし、労働省でもできぬといふやうなときには、やはりこれは協議会でもつて取り上げなければいけないのじゃないか。協議会はこのやうな大事なか

を抜かしてゐるのではないか。勤勞青少年に將來希望を与えるといふ意味から、こゝろに意見を出して、これを労働省もしくは通産省もしくは文部省などを通じて、効果を現わすやうにされる必要があると思ふのです。こゝろに問題こそ、事務局を作つてやる以上は協議会の大きな仕事じゃないか。そういうところに乗り出して、さうして学資が足りない、職場で働かなければならない、家庭の事情が十分でないといふやうなこゝろにやうな青年に、一つの希望を与えてやうな仕事、これが健全な青少年の育成の問題じゃないかと思ひます。そういう具体的問題について御見解を伺ひたいと思ひます。

○吉田(信)政府委員 青少年教育一般については、今の定時制高校の場合と同時に、地方団体の行なつておる定時

制制高等学校に對する寄付金を抑制するといふやうな通達を自治庁から發してあります。大体一例でございしますが、そういうたふさな形におきまして中央の方針にこたへ、各省においてそれぞれ措置するやうな形で運営されておる次第でございます。

制の通信教育については、今申しましたと同趣旨の措置をとったことがございしますが、今御指摘の点につきましても、十分な措置がとられておらなかつたことを非常に残念に思いますし、また今後の協議会においてぜひ取り上げて推進をはかりたいと考えております。

○受田委員 これで一応終了です。

○福永委員長 質疑はこれにて終了いたしました。討論もないようでございますので、直ちに採決をいたします。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○福永委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 御異議なしと認めます。よってそのように取り計らいます。

暫時休憩をいたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時二十六分開議

○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

自治庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 まずお聞きしておきたいのは、青森県の県議会が決議をいたしました公務員に対する給与の問題について、自治庁が圧をかけてもう一べ

ん決議をやり直させた、その給与表を再改訂させた、という事例が起りました。大へんな混乱を重ねた末に、きのうまたこの再改訂を議会がやり直したということがあります。このいきさつについて、私は新聞紙の報ずるところしか存じておりませんので、実態を自治庁が詳しく把握しておりますならば、この際御報告願いたいと思います。

○中島政府委員 ただいまの淡谷委員のお尋ねの点でございますが、まだ自治庁では正式に報告を聞いておりません。

○淡谷委員 今度配布になりました自治庁設置法の一部を改正する法律案参照条文の四ページに「都道府県に關する直接請求の結果、都道府県の議会の決議の結果、都道府県の予算及び決算並びに条例の制定又は改廃に關する報告を受理すること。」という規定をされております。そういういたしますと、昨年の六月に青森県の決議をしたこの結果はあ

るはずなんです。しかも知事が圧を受けてこれを取り消されるような重要な問題に対して、次官が知らぬということはないと私は思うのですが、これはどうしたわけですか。

○中島政府委員 ただいま私が申し上げましたのは、淡谷委員が御指摘になりましたのは、昨日青森県の方で議決したということを知っておるかというお尋ねだと思いましたが、そのことはまだ報告を受けていないということをお申し上げたのであります。

○淡谷委員 それでは昨年六月に、これを自治庁が改めさせなければならぬという決議を青森県議会でやったことは御承知ですか。

○中島政府委員 そのことにつきましては、報告を受けております。

○淡谷委員 そのことにつきまして、青森県知事の山崎君が上京しまして、再々自治庁と折衝しておるはずであります。最後に彼は、相手が自治庁だからどうにもならないと言つてあきらめております。新聞記事に載つておる。相手が自治庁だからどうにもならないと言わされるほどあなたは圧迫を加えたのですか。その交渉のいきさつをお示し下さい。

○中島政府委員 自治庁といたしましては、再建団体の指定を受けました県ににつきましては、その給与の面を国家公務員並みにしていただきまして、再建が一日も早く達成できるように、県に對しまして指導を要請をしたことはあるわけでありまして。

○淡谷委員 再建整備法の適用を受けております県に對しましては、一律に例外なくその公務員は国家公務員と同じ給与でなければならぬという規定がございしますか。

○中島政府委員 再建団体に指定されております県は、国家公務員と同じ並みの給与にしなければならぬという規定はございしません。

○淡谷委員 それではその県の財政内容によりまして、国家公務員よりも上回るような給与をやりまして、他の事案において十分に再建できる見通しがついた場合には、これは国家公務員並みでなくてはよろしいということはお考へになりますか。

○中島政府委員 御指摘のような財源的にも余裕がございまして、十分立ち直っていくという見通しのつきました県につきましては、その給与の面も若

干国家公務員より上回つてもやむを得ない——大体再建団体は低い行政水準で抑えておられますので、できるだけ早く立ち直つていただきまして、自主的に給与が決定せられることを望んでおるわけでございます。

○淡谷委員 私の入手しましたこの新聞による情報によりますと、青森県だけじゃなくてこのような例は十七県に及んでおります。そして山崎青森県知事が赤字県の知事会議の席上で、私がトツプを切つて一つの新例を聞くからお前たちは全部かえた方がよろしいといつて、県に歸つたといふことさへ言われておるのであります。そうするとこれは自治庁との間に折衝のあった問題だと思ふ。なおこの十七県の労働組合あるいは公務員の団体は、こんな事例がどんどんうつついて先例をなすのは容易ならぬことだといつて、拠点闘争を作つて激しく県庁の中で紛争が生じているのであります。こゝまでいっているのをまだ自治庁がおわかりにならないといふことは、私はわかりませんが、こゝまで至る前に山崎青森県知事がしばしば自治庁へ行つてどういう折衝をされたのか、この点だけはおわかりだろふと思ひますから、その点の御説明をなるべく詳しくお願いいたします。

○中島政府委員 その折衝につきましましては、財政局長が當つておりまして、私は詳細にわたつてのことは承知いたしませんので、財政局長に後刻御説明させたいと思ひます。

○淡谷委員 それでは財政局長が見える前に、これは次官に今後のこともありますので確かめておきますが、どうもこの再建整備法というものをたてに

とつて、ややともすれば自治庁が金を見せびらかして自治県を圧迫しようという形が、随所に見えてきておるのであります。これは何と否定されても見えてきております。この再建整備法というものを適用するに、従来この審議に當つてきまされた委員会があるはずであります。この案によりますと、この委員会は廃止して参事制に変えようといふことを聞いておりますが、これは違いますか。

○佐久間政府委員 ただいまお話になつたのは、何かお取り違へになつておる点があるかと思ひますが、この参事と申しますのは、財政再建だけに關係いたすわけじゃございせん。で、自治庁の所掌事務全般につきまして、自治庁長官に重要な問題について意見を申し述べるといふものでございします。

なおこの地方財政再建促進特別措置法の一部改正で削除をいたしておりますのは、財政再建促進法促進審議会を廃止するといふことで、これは財政再建債のうち、公算債の關係の消化促進をいたしますために当初置いた審議会でありまして、これはその任務を終了いたしましたので廃止をいたすということにいたしましたものであります。

○淡谷委員 それではこの再建整備法の地方から出てきます計画を審議するのは、一体どこで審議するのです。

○佐久間政府委員 現在は官房に財政再建課、調査課というのがございまして、都道府県の關係の財政再建に關する事務は財政再建課でいたしております。市町村に關する財政再建の仕事は調査課でいたしております。

○淡谷委員 この自治庁設置法の一部を改正する法律案参照条文の十二ページに「地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画、立案及び運営に關し、必要な意見を関係行政機関に申し出る事。」という一項がございすが、今度の青森県の事件を起すようになるまでに、この項に基いて青森県に何か意見を申し出た事例がございすか。

○佐久間政府委員 ただいま御指摘の項に基きまして意見を申し出ましたことはございせん。

○淡谷委員 山崎知事の折衝の始末は、財政局長の方からお聞きしますが、それ以前に昨年の六月に決定したことなれどございすから、この決議に対して何らかのこつちから積極的な注意を与えた事例はございすか。

○中島政府委員 その点につきまして、財政局長からお答えさせたいと思ひます。

○淡谷委員 それでは財政局長が来なければ話が進みませんから、来るまで待ちます。

○福永委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○福永委員長 速記を始めて。

○淡谷委員 財政局長にさつそくですがお尋ねいたします。青森県の知事の山崎岩男君がこの地方財政再建法に基きまして県会が決議をしたことを携へまして自治庁に折衝に再々来ているはずでありますから、来ておりましょうか。

○小林(興)政府委員 再建計画の承認につきまして、山崎知事が自治庁にお見えになったことはございす。

○淡谷委員 新聞記事によりますと、自治庁の圧迫を受けて自治庁にはかなわねから、自分の手で去年の六月にやつておる県会の決議案をもう一ぺんやり直して、昨日これをやつたはずでございす。まだ自治庁には報告が来ておられぬという次官の答弁でございすが、来ておりませんか。

○小林(興)政府委員 私もその話は正式に聞いておりません。

○淡谷委員 山崎知事の従来参りました話のいきさつをできるだけ詳しくお聞きしたい。

○小林(興)政府委員 山崎知事が見えられましては、いろいろ話がございまして、要するに青森が、東北開発促進法ができたので東北開発促進法にのつとつて同法の恩恵を受けた、こつちのうのが県当局の基本的な考え方とございまして、あの東北開発促進法によりまして、赤字のある団体が再建法に基きまして再建計画を施行することになれば、東北開発促進法の適用を受けることができる、そして同法に基く補助率のかさ上げの保証ができる、こつちのうの建前になっておりましたので、それで同法が施行になりましたから、青森県におきましては同法に基いて再建団体として事を進めたいというお考えをおきめになったようでございす。そこで再建計画の案を県の方でお立てになりました、その承認を自治庁になるべくすみやかにするようというところで、再建計画の内容等につきましてもわれわれの方にお見えになったことが何回かございす。その間におきまして、今お尋ねは給与条例の問題だろつと思ひますが、給与につきましては、自治庁といたしまして全

再建団体を通じて、再建団体である限り、やはり特に給与は国家公務員並みの給与は自治庁としても保障することは考えなければいけないが、国家公務員より上回るような給与条例を作るといふことは、将来の財政運営に至大な影響があるからこれは考え直すべきだろつ、そうするのが適當である、こつちのうの考え方で青森県知事にも申したところとございす。知事もその事情を了とされまして、われわれの方でもこつちのうのことに協力するから、こつちのうの語であつたのでございす。大体問題点はこつちのうなことでございす。

○淡谷委員 その県ごとの財政の内容は、特にかかわらず、再建整備法あるいはその他の振興法等によつて処理される県は、給与は国家公務員よりも上回つてはならないという何か特別な規定がございすか。

○小林(興)政府委員 給与は上回つてはならぬとこつちのうという法律で特別に縛つてある規定はございせん。

○淡谷委員 それではもしも国家公務員よりも上回る給与を与えても十分再建整備ができるという県については干渉しませんか。

○小林(興)政府委員 給与が上回るとか下回るとかという問題は二つございまして、要するに現実の個々の職員が、計算すれば国家公務員並みより高いか低いか、こつちのうの問題が一つと、それから給与の基本的な制度である給与条例がもたらぬ違ふか違わぬか、こつちのうの問題が二つあると思ひます。こつちのうの問題が二つあると思ひます。それで御案内の通り地方団体にございましては、職員費というものが地方財政の半分近い比重を占

めておりまして、この給与費をどうするかといふことが、地方財政運営の基本的な問題点の一つなのでございす。これを合理的にやるということが財政の運営を合理化するとともに、再建を合理的に遂行せしめる基本的な要件である、こつちのうのがわれわれの考え方とございまして、それで特に給与制度のような基本的な制度は、従来から国家公務員に準じてやるといふのが、地方公務員法なり警察法なりあるいは教育公務員特例法なりの趣旨でございまして、それぞれの法律の趣旨にのつとつて給与制度が行われるべし、こつちのうの前提でわれわれは考へて参つておりまして、再建団体につきましては、特にこつちのうの方針にのつとつて行ふことが、再建を合理的に遂行せしめるゆゑであるといふ趣旨で指導して参つておるのでございす。

○淡谷委員 それじゃ今後再建整備法の適用を受ける自治体に対して、その給与の方向はそれ一本でやらしていただくのですか。内容がどうであつても、それ一本で通しますか。

○小林(興)政府委員 それは再建団体の内容がどうであつてもというお話でございすが、結局再建団体は何だかんだといつて赤字が出て、その赤字をどう解消していくか、こつちのうの問題でございす。それでございすから、この赤字を解消していくためには経費の内容を合理化して、節すべき経費を節するか、しからずば住民に税金をよけい課して税金をとるか、簡単に申せば二つしか道がないのでございす。われわれといたしましては、合理的な負担は、当然法律が予定しているよう

なわけでございせん。これはどこの団体でもすでに課しております。それ以上のことややつておる団体がむしろ多いのでございまして、むしろ経費の内容を合理的にするといふことが重要な問題点だと思ひます。それでございすから特に公務員につきましては、この給与は受当なものなほちろん確保しなくちゃいけません、それはやはり国家公務員といふものにつきまして論議をして、給与制度といふものは常にきまるのでありますから、それに準ずる制度を行ふといふことが一つの重大な問題点であつて、それがまた先ほど申しましたいろいろな地方公務員に關する法律の趣旨、精神でもある。こつちのうの考え方に立脚いたしまして、こつちのうの方向にのつとつて事が進められることをわれわれといたしましては強く要望をいたすつもりでおります。

○淡谷委員 もう一点あらためて私はお聞きしたいと思ひますが、地方自治体の赤字は給与の不適正なために起る事例が多いと言われますが、それ以外にやはり赤字の原因が存在しておることを考へなければならぬ。給与そのものに触れなくても赤字が解消できるような状態であれば、それでもなお給与は国家公務員並みに全部一致なければならぬといふ建前ですか。

○小林(興)政府委員 今お話の通り赤字の原因は、私はそれはいろいろあると思ひます。そのほかの問題ももちろん合理的に改善しなければならぬとともに、給与につきましても、やはり合理的な水準を保つといふことは財政の構造を適正にするゆゑんでありまして、一方におきまして再建団体とし

て国からいろいろな特別の措置を受け
てやるというからには、給与制度とい
うものも国家公務員に準ずるやほり妥
当な水準を保つて、それぞれの公務員
の諸君並びに住民の各位も再建に協力
していただく、これがやはり基本的な
態勢でなくやなるまい、こういうふう
に存じております。ただ現実には高い
職員に月給を下げたか、そういう
問題はわれわれはそれは既得権をと
りやすく申し上げるという気持は一つも
ございませんが、やはり給与制度とい
うものはきちんとしておきませんと、
その上に上積み上積みというように
、今後の給与というものが行われる
のでありますから、そうすればその団
体の将来の運営上から見ても、これは
適当なものとは考えられない、こうい
う考え方でわれわれも参りたいと思
います。

○淡谷委員 あなたのお答えの中に矛
盾があるじゃありませんか。既得権は
侵すべきじゃないというは、青森県
の場合は去年の六月にはつきりきま
った既得権なんです。それを侵して
おる。そんならやはり青森県の場合
はこれ以外には道がなかったという
お考えなんですか。これはつきりば
な既得権なんです。

○小林(興)政府委員 既得権という言
葉を使いましたけれども、それは現に
個人の給与のきまつておるものを引き
下げる、こういう意味で申し上げたの
ではないのでございまして、制度の改
正そのものは私とはやかく、そこま
で入ることは考えておりません。結局
青森の問題は、今後の昇給期間をどう
するか、端的に申せばそういう問題が
一番大きいのでございまして、それを

家公務員並みに今後の昇給期間を調整
してもらい、こういう問題でございま
して、私の申しました既得権という問
題は、その場合にはまあ当てはまらな
い、こういうふうには理解しております。
○淡谷委員 この場合には当てはまら
ないことをなぜ言われたのですか。既
得権は侵すべきじゃないということが
あるなら、青森県の場合も当てはめ
たいじゃないですか、青森県は特別
扱いですか。

○小林(興)政府委員 先ほど申しま
した通り、私が既得権と申しましたの
は、個人が現に二万円なら二万円とき
まつておる、これを一万八千円に引き
下げる、こういうことは、きまつた月
給を引き下げるといふのだから、これ
は私はすぐ適当だと思いません。そ
ういう意味じゃなしに、青森の問題は、
要するに給与の制度をきめる条例をど
うするかという問題でございまして、
将来の昇給期間をどうきめるかとい
う問題でございまして、その条例の改
正は当然に考えられる、それが直ちに
個人のきまつた月給を下げるのか、そ
ういうようなことをさせるような改
正は、これはもちろん行き過ぎでござ
います、今後の給与の扱いをきめる改
正は当然考えられてよからう、こう
いうふうには考えております。

○淡谷委員 あなたは、去年の六月に
青森県会がきめた給与条例の内容が
わからぬはずはないと思うのです。
どういう意味に解しておるか、内容の
御理解を伺いたい。

○小林(興)政府委員 今ここに一つ一
つ覚えておられますが、要するに、先
ほど申しました通り、青森県で一応き
めました給与の条例が、国家公務員に

ついてそれぞれ定まっております給与
法から見ると、上回っておる部分が少
くない。その上回っておる部分を国家
公務員の給与法に合うように考えても
らいたい、こういうことでございま
す。

○淡谷委員 どうも私はあなたの御答
弁には満足できないのです。これは単
に青森の問題じゃないのです。赤字県
がたふさんあります、その赤字県の
給与についても起る問題なんです。
さっきあなたの方から私の質問につ
いて内容を聞きに来ましたので、青森
のこの問題をやるのだと言っておき
ましたから、材料を持ってないことは
ないと思う。ちゃんとここに規定さ
れておる通り、都道府県の議会の議
決の結果、都道府県の予算及び決算
並びに条例の制定については、あなた
の方で報告を受理する権限がある。去
年の六月に青森県の議会の決定した
給与条例の内容を、あなたは把握して
おられるか、どう理解しておられる
か、私は的確にここで御答弁願いた
い、事は重大です。

○小林(興)政府委員 それは先ほど申
しました通り、青森県の定めました給
与条例の内容が、国家公務員の給与法
に定まっておる規定よりも上回って
おる点が少なくない、そういう事実
があつたのでございまして、その事
実を前提にいたしまして、再建団体
として再建計画を合理的に進めてい
くためには、給与制度というものは
国家公務員並みに調整した方がよ
からう、こういう考え方で自治庁は
指導して参つたのでござい
ます。

○淡谷委員 私は少くとも県段階にお
きましては、県の議会が決定した条

に基く給与というものは、既得権だ
と思つております。あなたはそれは既
得権じゃないと言ひのですか。青森
で去年の六月に決定した給与の内容は
既得権じゃないという理由を私はあ
なたから聞きたい。どういふ点で既
得権じゃないのですか。

○小林(興)政府委員 それは、既得
権という言葉の使ひようの問題があ
らうと思ひます。私が申し上げまし
たのは、個人の確定的に発令されて
しまつた給与、これを引き下げる、
これはわれわれも直ちにそこまで要
求してはおりません。そういう意味
じゃなしに、これからあとの給与の
扱いをどうするか、こういうことにな
れば、その扱ひは将来の問題でござ
いますから、これは条例の改廃によ
つて当然なし得るかと理解して
おります。

○淡谷委員 おかしいじゃないです
か。既得権というものは将来にわた
るものだと思う。去年まで払つた
ものではないが、今後からは改めよ
うということでは、既得権の引き下
げじゃないですか。そんな考えで地
方議会の決議を圧迫してなにするこ
とは根本的に間違ひだと思ひます。
あなたは、一たんきまつた以上は
去年までは仕方がないが、今年から
は直せというのはいは、既得権の侵
害じゃないと思ひます。

○小林(興)政府委員 私の申しまし
たのは、給与条例の改廃ということ
は、これはもちろん率直に申し上げ
まして自由にはできるだらうと思
ひます。ただその条例に基いて、個
人のものすでにきまつた既得権
である給与と、それは私は行き過
ぎだらうと思ひます。

と思ひます。そうではなしに将来いつ
昇給期間が来るか、この扱いをどう
するか、こういう問題は私は是正し
得る問題だらうと思ひます。

○福永委員長 西村力弥君。
○西村(力)委員 今の既得権の論
争であります。再建整備法の制定
の場合において、自治庁が干渉する
権限を与えられるのは、まず第一
段としては事業計画設定の場合に
おいてこれを指導するといふ問題、
これが一番中心としてあの法律が
生れたわけでありまして、しかし
実際に事業の計画が予算化され
た場合においても、この計画があ
まりに適當を欠いておるといふ
場合においては、ある程度その修
正を求めることができるといふこ
とになつておるわけであつたので
ございまして、しかしその場合
においては、私たちがあの際の論
議においてやられたものは、これは
個人の確定された権利といふもの
に對する侵害といふことは全然考
えられない問題だと思ひます。そ
れでどこを考へるかといふと、一
般事業費についての繰り延べなり
一割削減なりとか、たまたまそ
ういふ方向でも事業計画の変更
といふものが、第二段目において
の自治庁の干渉として許される、
こういう工合に一段二段と考へ
て、あつたと思ひます。あつた
法律が作つてあつたと思ひます。
ところが今職員給与に對して
その変更方を自治庁が要求する
といふことは、あの法律を制定
した場合の私たちが論議した限
界といふものをこえておると
私は思ひます。

それから二番目は、現在発令され
たものを取り消すといふのじゃない
といふ、給与条例が一ぺん制定
された場合においては、そのとき雇

用されておる全公務員は、その給与条
例を前提とした雇用契約をもつて成り
立つたのだ、だから今勤務している職
員というものは、その給与条例によつ
て保障される、自分の給与が改善され
るといふことを、はつきり自分の権利
として受け取つて、そうして雇用契約
を今までしてきたのだという立場に
なつてくる。だからあなたが既得権と
いうことは侵さないのだが、今後は条
例改訂によつてそれにまた従わせてい
くのだといふことは、この条例が設定
された場合における権利といふものを
やはり侵害することになる。新しい給
与条例を作つて、その後に雇用された
人です、それは権利の侵害にはなら
ないかもしれないが、今雇用されて
おる人たちに對しては、やはりそうい
うふうな格下げの条例改正を行つとい
ふことは権利の侵害になる、こういう
工合に考えなければならぬと思つた
です。私たちはそういうのはつきりした
立場をとつておるわけですが、これは
また軍人恩給の問題について、これ
は既得権として絶対に侵せないもので
あるといふことは私たちはつきり認
めておる。もちろんこれに對して、僕
らの方にも反対の人もありますが、し
かし既得権は絶対に侵せないという立
場をとつておる。こういうときにおい
て、あの条例を格下げして作つて、
まあ今までの下げないけれども、あ
とのものは下げるのだといふことは、
これはやはり既得権を侵すことになる
のじゃないか。そういう既得権を侵す
といふことはやはり憲法にも反するこ
とだと思ふ。これはどうしても地方自
治というものが尊重されなければなら
ない日本の建前からいまして、一べ

ん県条例で設定したことを自治庁の権
限でくつがえすといふことは、おろそ
かにやつてはならないことだと思ふ。
だからできる範囲は、事業費なんかの
一割削減とか、それは明年度に回すこ
とといふことを、これは一年とか半年の繰
り延べだけなので、それから半年の繰
り延べの侵害といふことにもならな
いし、そういう方向で赤字団体の放漫計
画といふものにもいい、好ましく
ない一つの支出に對してはチェックし
ていく、こういう立場で整備法を作つ
たわけなのです。それを作つてきたと
たん、そういう工合に条例を作つ
て、県議会の権威に基いて作つたもの
を修正させるとか、そして既得権益
云々の論争も、将来の問題だといつた
で、今使われている人々が侵されるの
ですよ。そういうことまでごまかして
やつていくのはおかしいじゃないか。
だからなかなか法律的には心配だか
ら、ちょっとあなた方にまかせるとき
には押さえていかないと、こういう工合
になつてしまふのじゃないか。私たち
は慎重を期さなければならぬと思つ
わけですが、大体今地方自治団体も
かけさまで財政状態も好転しておる時
期でもあるし、予算折衝も終つたし、
大蔵省に對する一つの立場もあつたか
もしれませんけれども、今は地方自治
の本旨を守るといふ立場で自治庁が進
まなければ、自治庁そのものの立つて
いる立場といふものをくすすすることにな
るじゃないか、私たちはそう思ふわけ
です。それで、既得権益の侵害になる
のだから、それに對して反論があつた
ら聞きたいわけです。

計画につきましては、今西村委員より
給与費中心にした人件費をどう扱うか
といふ問題について御意見を拝聴いた
したのであります。われわれもいたし
ましたのであります。これは給与費その
に再建のしわを寄せるといふことは、
とるべきじゃないと思ふ。これは
一貫した考え方ではない。しかし
ながら、それならば給与費、人件費等
に全然手を触れずに考えるべきか、こ
れにもやはり一つの問題があるのだと
ございまして、先ほど申しました通り、や
はり、人件費が地方団体財政の上に非
常に大きな比重を占めておる。これが
大きいから、地方財政が弾力性がな
いといわれておるゆゑでもありまして、
場合によつては給与支払い団体かとい
われるくらいの実態があるのでござい
ます。それでございまして、その人
件費といふものが、やはり合理的に仕
組まれるといふことが、財政を健全に
運営していくには基本だろつと思つた
のであります。それとともに、またそ
れが住民のためにいろいろサービス
をする仕事をやつていく基本でもあ
るのでございまして、われわれもいた
しては人件費、物件費みんな総合
的に考えてバランスのとれた調整を考
えていくべきじゃないか。そうしなけ
れば、なかなか再建を合理的にも達成
できないし、今後の財政の運営を合理
的に推進もできない、こういう考え方
を持つておるのでございまして。そこ
で人件費を合理的にするといふ一つのレ
ベルをどこに置かうか、こういう問題に
なりまして、これは私は当然中央地方
を通ずる公務員制度といふものが考
えられるのでございまして、今までも御
案内の通り、地方が貧乏をしておつた

場合に、いかにして国家公務員に準ず
る給与を保障するかといふことがわれ
われの長い間の苦勞だつたわけござ
いまして、どんな苦しい場合においても
も、国家公務員に準ずるものだけは必
保障してやりたいといふことで、今日ま
で参つたのであります。それであります
から、その線はやはり確保をしてやり
たい。しかしながら国家公務員よりも
上回つた基準で給与制度を動かす。こ
れは、たとえば警察法を見ても、教育公
務員法の特例法を見ても、それぞれ
ものは国家公務員法に準じてやるとい
う趣旨を明定したしておるのでござ
いまして、やはりそこに準じて国のバラ
ンスその他を考へて定めなければ、適
当な運営といふものはできないとい
う考え方をとつておるのでござい
ます。そういう意味で人件費ばかりどう
申すつもりはございせんが、全体の
経費を合理的に調整するといふ意味に
おきまして、給与費につきましても、
合理的な計画を立てるといふことが再
建の一つの重要な要素である。これは
もうそう考へざるを得ない。今後も
ういふ考へ方で指導せざるを得ない
存じておるのでございまして。そこで給
与の問題につきましては、青森の場合
は再建団体になりましたのが最近で
ございまして、再建団体になる前に今
の問題が実は行われたのでござい
ます。しかしながら再建団体としてほと
うに計画を合理的にやるためには果
すべきものは果す、延ばすべき事は延
ばす、やはりそういうことを総合的に
考へる必要があると存するのでござ
います。一べんきまつた条例はこん
ごい動かしつかぬか、私はそうい

うものだとおはすは考へられぬので
ございまして、個人がもはや確定的な既
得の権益としてきまつていゝるもので
直ちにひつくり返すといふことは、それ
は至当だとは思ひませんが、今後の給
与をどう扱うか、現に今までも府県で
自主的に、たとえば昇給期間を延伸す
る条例をしばしば作つておられます。
これはみな違反か。これはなかなか私
はそういうわけにも参らぬと思つたので
ありまして、やむを得ない場合にお
いて、合理的な範囲内において調整せ
ざるを得ない場合は、やはり調整を考
へてもらわざるを得ない、またこれは私
は特にそれで憲法どうの自治法どうの
といふ問題でもないのじゃないかとい
ふふうに、今考へておるのでござい
ます。

○西村(力)委員 国家公務員の給与に
比較して地方公務員の給与が上回つて
おるといふ断定そのものに私たちは問
題があるのですが、それはどういふこ
とかといふと、やはり地方公務員の場
合においては、国家公務員のような職
制的な人員配置が行われていない、国
家公務員の場合には相当職制的にもた
くさん配置しておるために、あの条例
適用の場合には相当有利になつてい
くわけですね。地方公務員はそれとい
ふので、比較するから地方公務員の方
がかつたような工合にあつた方を見る
だらう。こう思ふのであります。そう
いう比較の仕方そのものがいけないこ
とではないか、その点からいって地方
公務員の給与が上回つておる、こうい
ふ断定はまず間違ひだ、こう申し上げ
たい。それは除くにしましても、今申さ
れたいろいろのお話について、私はや

はり既得権利というものはつきり確定したのだが、それを侵すということは、いろいろ延伸条項なんかはありますが、あれはいいけない、事実行われたのは結局財政事情からやむを得ない措置であります。それもいけないうのだから、いいいますけれども、現実には地方自治体の意思としてそれが認められたのですから、その場合においてはやむを得ない場合もあるし、今現われておる事態は地方自治団体がそれをがえんじないのに対して、それを指導育成するという立場に隠れてそれを変更させようとする国の出方が私はいけないうの、はつきりそれは自治庁のほんとうのあり方から逸脱してきておるのだ、また私が再建整備法を作った場合の論議のことを申し上げたことに對しては、あなたは反論せられない。ただ希望としては人件費が比重を大きく占めるから、そつちも無視するわけにいかぬのだ、こう言いますけれども、それはその通りでいいでしょう。いいでしようけれども、そういう場合においては、新規採用をチェックするとか、さまざまなことでそのことは行われたのであって、今論議になっておる問題をそこまで発展させる、そういう希望からそこまでいけるのだというところに論理を持っていくというところは正しくないではないかとこころ思うわけなんです。ぜひこの問題は地方自治体のほんとうのあり方というものをゆがめる大事な問題でありますので、このところは自治庁は自治庁の本質的なあり方からいって、それぞれ別の方法をとってもらわなければいけないのじゃないか、こころいう工合にわれわれは希望

する。一べん県民の支持を受けた県会議員がきめたものを、あなた方に言われて決議し直すということは、一体地方自治体として存在できるか、こころいうことはつきり考えていかなければいかぬじゃないか。

○小林興政府委員 これはお説ごもつともございまして、私も再建団体などのために、再建計画などを作つて、一々こつちがとやかく言うことは全く本意ではありません。早くあいう事態を脱却して自主的な経営をやつてもらわなくてはいいけない。私はさういふふうにな念願をしておるものであります。しかしながら再建法に基いて再建を達成するためには、ある程度合理的な経営ができればこれはむずかしいのでございまして、そこは私は自治団体もそれぞれ自主的に考えて、抑えるべきものは抑える。節すべきものは節する。そういう態勢にぜひこれはいつてもらいたいと思つたのでございします。人件費の問題につきましては、これは先にもお話の通り、数の問題が一つございします。数が多いか少ないかという問題が一つ、それからもう一つは給与のベースが高いか低いかにという両方の問題がございまして、両方の問題についてそれぞれ合理的であるということが私は必要だろつと思つたのでございします。われわれがとやかく言うまでもなく、一つ地方団体におかれましては、それぞれ自治体の内面の経営について最も合理的に適正にやるように、ぜひこれは自主的に考へてもらいたい。われわれの方の立場からもそこは強くお願いしたいところなのでございします。

第一類第一号 内閣委員会第五号 昭和三十三年二月二十日

○福永委員長 受田新吉君。

○受田委員 自治庁設置法関係の質問を、一、二申し上げておきたいと思ひます。行管の政府委員もおいでになつておりますので、一応私は行政組織上から見た自治庁設置法の改正案をお尋ねいたします。今度自治庁設置法改正の第一の重点が特別な職として長官官房に官房長を置くことにあります。この総理府の外局にすぎないこの自治庁に官房長を置くというところは、これはどういふことであるか。大行管当局は、一昨年の行政の簡素化をスローガンに掲げて部課の整理をされたはずでございします。が、実質的には課長の職務を行ふよりな参事官等の名称をもつて、同一人物を要領よく転進させております。こころいうことを考へると、行政の簡素化になつていない。實際は行政の複雑化をはかつておるといふことなんです。そこでこの総理府の外局にすぎないこの役所に、官房長を一人前に置くという考へ方がどういふお尋ねのじやないですか、一つそこをお尋ねしたいのです。

○岡部政府委員 ただいまの受田委員のお尋ねにお答え申し上げますが、自治庁は仰せの通り総理府の外局でございします。それで総理府の外局に官房長を置くのはどういふことかといふことを比較上申し上げますと、総理府の外局といふことは、自治庁のほかには防衛庁、それから経済企画庁、科学技術庁といふような外局がございしますが、これらはいずれも官房長がおりまして、それぞれ適切な機能を發揮しております。そのほかに外局といふしまして、現在官房長を置いてない外局

といひましては、北海道開発庁と行政管理局、こころいうことと相なるわけでありまして。それから先ほど課の整理に關連いたしまして、お尋ねがございした、行政がいろいろ複雑になるに従ひまして、課という一つのはつきりした職務権限を持つところで仕事をすることが適当な行政事務と、それから参事官とか調査官といふような、非常に個人的な調整能力、企画能力あるいは調査能力といふものをいわば一括してプレインの立場にある官職、これは必ずしも課にしておく必要がないのじやないかといふことで、行政の合理化のためにそれぞれ課を整理し、あるいは参事官等の職を置いたわけでありまして。行管といひまして、一貫して機構の簡素化、合理化といふことに努力していることは変わりございません。

○受田委員 へ理屈を言うておられ。行政の簡素化、合理化をはかると仰せられながら、一方においては官房長のごとき無用の官を設けて、しかも名称が特別な職である、こころいうものをどんどん置いておられる。今すでに官房長を置いておられる役所——防衛庁が、他例をあげられたわけでありまして、防衛庁のごときは非常に人数が多いといふ問題もあつて、特殊の事情があるといふことも考えられますが、そのほかの役所に官房長を置いておられるのは何が問題だと思ひます。この官房長といふものは、これは一体特にこれを「特別な職」として掲げてそれに特殊な任務を与える必要のある仕事かどうかと、大体今まで官房長が置かれておるところで、官房長にどういふ人になつておられるか、こころいう人事の具体的な例からも私は一つお尋ねしてみたい。

い。一体どういふ人を官房長に初めて任用されておりますか。

○岡部政府委員 この官房といふのは、国家行政組織法第七条におきましては、省及び庁の内部機構として官房及び局または部を置くといふことになつておるわけでありまして、組織上、局には局長を置く、部には部長を置く、官房には官房長を必ず置くといふことにはなつておるわけなので、これは各省の事情によつて官房長を置いてもいい、あるいは置かないでもいいといふことになつておるわけでありまして。これは官房といふ組織が局あるいは部といふ組織とどこが違ふかといふ点でございしますが、官房の機能といふのが、少し理屈めいて申し上げますれば、まだ発展段階にあるので、さういふ点で官房長といふものを必置のものとして考へてなかつたわけでありまして、しかし官房長といふ制度が非常に各省にとつて有効適切な制度だといふことが實際に認識されて、各省とも官房長を置くといふ要求が非常に強うございします。各省ほとんど官房長を置いておるといふような状態でございますし、またお尋ねのどういふ人物を各省で置いておるかといふことに關しましては、各省いろいろ事情がございします。その省の中の局長の最上位の者をあげておられる場合もございしますし、中くらの者をあげておられる、局長を経て官房長にするという場合もございしますし、比較的若い人を抜擢することもございます。これは人事管理上の問題でございします。これは一律ではございませぬが、いずれも局長クラスの優秀な人物をあげておられることは間違ひございせん。

○受田委員 各省がござって官房長を置くような傾向がある。官房の責任者を置くことに自然の要求が高まってきたというところですが、これは行政管理局の指導よろしきを得ないからです。行政管理局というものは、行政各部の管理の任にある以上は、各省が長官官房あるいは大臣官房に官房長を作らなければならぬようにしむけるやり方が問題だと思ふ。大體行政の簡素化、合理化というものは役人のポストが一つ、二つふえたことによつて目的を達するものじゃない、むしろそういう役職を少くして能率を上げさせるというところにある。あなたの方の目ざされる意味があると思ふ。ところが今あなたはずいぶん張り切つて各省に官房長を置くような傾向になった、ほとんど置かぬところがないくらいになった。なるほど今出された文部省設置法を拝見しても、文部省が従来官房長を置く必要なしとして張り切つて官房長設置に反対してこられた。ところがこゝとして番茶の出しがらになるのも忍びないというので、今年はかつてまだ官房長を置くことを主張しなかつた文部省すら頭をもたげました。行政管理局の指導よろしきを得ない証拠じゃないですか。行政管理局などは置く必要がないと言つたところに、こゝし置くようにになぜ主張されたか、お答え願ひたい。

○岡部政府委員 私もがまんできる官職はなるべく置かないようにということに最善の努力をいたしておることを、一つお認めいただきたいと同時に、根本におきましては受田委員の御指摘に十分同感の意を表する次第でございます。ただ機構というものを考えま

すと、機構のあり方といたしまして、ある程度まで機能的にすなわちファンクショナルに局が分れていきますにつぎまして、同時にこれを総合調整するという機構が確立する要請も強くなつて参つてくるわけでありまして、そういう意味におきまして、各省において官房長を要求するということは、決してただ官職の一つほしいということではないと私は了解しておりますし、文部省の場合におきましては、昨年までの官房長のいきさつにおきましては、文部省の機構全体をある程度まで一つ練り直すようなことを考えておりましたので、その際にあわせて、待つてもらつていいんじゃないやなろうかというふうな気持ちだつたのでありますが、体育局設置、その他の関係もございまして、いよいよ総合調整の必要もあるというふうなことなので、認めた次第なのでございまして、その点御了承いただきたいと思います。

「勝手なことと言ふな」と呼ぶ者あり」
○受田委員 与党内にも正義の声がどんどん聞えてくるようになりまして、私はこれは国民の声だと思つた。こゝういふことを平然とおくめもなく相次いでお出しになるといふことに、政府が目ざしておられる行政簡素化の目的とは相反した方向を現実問題としてはやつておられると思ひます。ことに自治庁というものは総理府の外局ですよ。独立の機関としての性格を持つていないわけですよ。この一局局にすぎない自治庁に官房長を置くというところになれば、今置いておらないところの北海道開発庁と行政管理局も早晩置くというところになるおそれもある。あ

なたのところは絶対に置かない、行管だけは絶対に官房長を将来も置かないで済むという自信があるかどうか、そこを一つ。

○岡部政府委員 お答え申し上げますが、機構というものはそれぞれの事務権限と相対的に発達し、あるいは消長するものであるものでありまして、今現在総理府の外局で官房長を置いていないところが、将来絶対に置かないとか置くとかいうようなことを申し上げるのは私の立場でございせんが、本年に閣議決定した官房長法は、もろもろん置かない予定になつております。

○受田委員 置かない予定で、予定が変更される場合がありますか。

○榊原政府委員 ただいまいろいろ官房長のお話がございますが、行政管理局あるいは北海道開発庁につきましては、ただいまの機構そのものが変更せざる限り、私どもは官房長を置く意思はございせん。

○受田委員 ちょっとここで横道にそれるようなことですが、あなたの方の特別な職の設け方について、法律にうたつてある言葉が変なものがあつたわけですよ。横道にそれるようなことですが、大事なことなのでお尋ねしますが、自治庁設置法のこの改正法を拝見しますと、第六條は「特別な職」とあるが、総理府設置法を見ると、第五條「特別な職」とある。これはどういふ違いがあるのですか。同じ総理府の外局の方は「特別な職」であり、総理府設置法の方は「特別な職」である。この二つの「特別な職」の用い方、これは微妙なものであるのですが、これは「な」の相違がどこにあるか、これをお示し願ひたい。

○岡部政府委員 これは全く修辭上の問題でございまして、正確には法制局にお聞きいただきたいと思ひますけれども、これを書きまじつたときの言葉の使い方にしましてそういうふうな表現をしたわけではございまして、意味は全く変わりません。

○受田委員 そういう法律の文句を、でたらめな考え方で作つておられるところに、政府内部の不統一がある。また、政府内部が非常にでたらめだといふことになるのです。大體法律を作つたとき——総理府設置法を作つたときと、自治庁設置法を作つたときと、期間的には、総理府設置法は二十四年にできた、自治庁設置法は二十七年にできている。三年のずれです。その三年のずれによつてその「な」の「が」が、そのときどきの情勢によつて違ふのだ。こゝういふ考え方というものは、私は許されなかつたと思ひます。特別な目的を有する職とか、あるいは特別な任務を持つとかいふ「な」の「の」の使い方ですね。これは大へん簡単なものであつて、実は重大な問題だと思つた。こゝういふ用語の問題さえ統一ができておらぬような法律を、われわれは信用することができなくなるのです。「特別な職」と総理府の親法にはあるのですよ。その子の方は「特別な」とございまして、その理由が、もう一度一つお答え願ひたい。

○岡部政府委員 各省庁に置かれます官職で、特に国家行政組織法に載つていないものにつきましては、これをそれぞれ設置法で特別な職という表現で書くことが普通でございまして、現在におきましては、今言つたような意味の官職はすべて特別な職ということでは

やるのを例としておりますが、やはりこれは言葉でございまして、特別な職でも間違ひはないといふこと、あるいは特別な職といふ意味におきまして、特別な職といふものはあくまで組織法上にない職といふ意味でございまして、御承知の通り、自治庁の次長というふうなもの、あるいは防衛庁の次長というふうなものは、それぞれ特別な職としてそれぞれの設置法に書いてございまして、昨年これが事務次官になりました。特別な職でなくならなかつた、国家行政組織法の一般的な官職としての事務次官となりましてそれは取りましたが、そういうふうに現在のところは特別な職といふことで、私は統一して承知しております。

○受田委員 恩給局の次長は「特別な職」になつてゐるわけですよ。これはどういふ理由ですか。今のあなたのお説と比較したら、全く最初の御見解が……

○岡部政府委員 恩給局の次長は、組織法上一般的な官職でございせんから、特別な職として列記してゐるわけではございまして、「特別な」となつてゐるのです。

○受田委員 そうです。

○岡部政府委員 ですから、それは二十四年の総理府設置法時代の内局としての恩給局でございまして、そこに規定した場合におきまして総理府設置法と同じように、その時代には「の」といふ言葉を使つたように御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 あなたは言葉を適当にごまかして説明しておられるわけですが、その特別な職という官職というも

のは内局と外局とによって違ふ。性格を異にするという事はあり得ない。内局であらうと外局であらうと、官職の任務というものは同じものなのです。内局になればこれが「の」であり、外局になれば「な」であるという考へ方で、そういう誤解をさせるよりは、ちゃんと「の」なら「の」に統一されて法律を改正されて、たとへば一字でも誤解を生むような文句があるならば、これを直さねばならない。法律の文句の統制にまで心を配るところまで努力をされる必要があるのではないか。「な」と「の」の説明をするのにこれほど骨を折つて説明しなければならぬほどならば、なぜちゃんと法律改正で出されませんか。

○岡部政府委員 全く仰せの通りでございますが、ただ私が内局、外局の違いと申し上げましたのは、総理府設置法は総理府の内局のみ規定してありまして外局に及ばぬ。外局の自治庁はあとからできました。これは自治庁設置法という別個の法律ですから、その間に時間のずれの関係もあつて「な」という言葉を用いるということになりまして、今ではみな「な」を用いてゐるのです。それを「の」に統一するといふことは私も望ましいと思つておりますので今後御趣旨通りにいたしたいと思つてます。

○受田委員 そう言つていただければ事は簡単に済んでいただけたのですが、ずいぶん時間をつたつたことはまことに相済みぬと思つてます。それは直ちに改正の手続をするというお約束でございませうので……。

もう一つ私から本日お尋ねする問題は、この官房長の任務でございまして、この官房長の任務が列記してある中に、長官官房の事務の掌理といふこの事柄は、これは各部局の連絡、調整といふ意味の文句をここに一応うたつておきますけれども、この連絡調整の中にはそれぞれ各部局に対して指示を与へるような要素を持つてゐるかどうか、それをちよつと伺ひたい。

○岡部政府委員 官房長は指示権はございませぬ。

○受田委員 そうすると、単なる連絡、調整機能と、そして他の各部局に属せざる事務の掌理といふだけでございませうか。

○岡部政府委員 大体仰せの通りでございます。調整権は本来大臣を補佐して事務次官が持つてゐる。その事務次官の調整権を補佐するといふことでございませぬ。

○受田委員 そうすると、官房長はいわばアメリカなどにある事務次官補といふような性格も一部に持ちますか。

○岡部政府委員 事務次官補といふものが、これはアメリカにある制度でございまして、事務次官補は事務次官の下で、数名おりました局長の上において行政事務を分担するといふ意味におきましては違ひます。しかし事務次官補と若干機能において似てゐることもそれは否定できないわけでありませぬ。

つといふことになるならば、各部局の最上位に立つ地位、かように機構上は考へられてゐるものかどうか。

○岡部政府委員 官房にあるのは官房長の職責といふものは、その省におけるスタッフでございまして、各局と重要さにおいて上下はないのでありまして、要するに機能の分れ方でございまして、必ずしもこれが上位であるとか、あるいは他の原局よりどうであるとかいふようなことは言えないわけでありませぬ。

○受田委員 あなたの理論をもつてするならば、また官房長をせひ置く空気がどうもあるといふ自然の要請にこれえんとするならば、むしろ事務次官補といふような形のものにして、事務次官を補佐するより形のものにするといふ方が筋が通ることになりませんか。

○岡部政府委員 それは一番最初申し上げました通り、官房といふものの方に關係して参るわけでありまして、一つの官房は固有の文書、予算、法規、構成といふような仕事がかんまりるわけでございます。そのほかに全体の調整の仕事もやるといふことになりまして、これを事務次官補で充てていくといふのもお説のように一つの考へ方であらうと思つてます。また官房長はそのまゝにいたしまして、その省の特別に重い、質量ともに重い一つのブロックの仕事を事務次官補にやらせるといふような考へ方もあるわけでございます。これは現実にもまだ事務次官補の制度といふものまで出ておりませんので、お考えはまことにヒントに富むお考えだと思つてますが、なおよく検討してみたいと思つております。

○受田委員 一応私の質問はこれで終ります。

○福永委員長 淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 財政局長にさつきの質問から引き続き確めておきたいのですが、西村委員からも質問がございまして、今度青森県の知事に対してあなたが出された勧告は、公務員の既得権を侵害してゐないといふ立場に立つて出されたように思ひますが、地方の自治団体、すなわち県会あたりが決議したことを取り消さして、その決議によつて生じた給与の変更をまた自治庁の手によつて行われるといふことは、これは既得権の侵害になりませんか。これは既得権の侵害がないといふこと、非常にあなたの御答へがよいまいです。から、既得権は侵害しないといふことを言われるのか、あるいはまたそのままでいいのかわるか、この点を明確に答へられたいと思つてます。

○小林（興）政府委員 われわれは、青森県の県会の条例のような場合には、既得権の侵害だとは考へておりませぬ。

○淡谷委員 そうしますと、さつきのあなたの御答へに従ひまして、今後とも赤字県に対しては、まづ先に給与を国家公務員とひとしくしなければ金は出してやらぬといふ態度をあなたはおとりになりますか。

○淡谷委員 この事例は十七県に上つておりますが、十七県とも全部国家公務員と同じような給与ベースに地方公務員を持つていこうといふ説でございませうか。

○小林（興）政府委員 これは私は再建団体だけでなしに、地方の公務員の給与は、国家公務員に準じて作らるべし、こゝろ基本的な考へ方を持つておるのでございませぬ。一般の自治団体に対しましては、給与につきましては、さういふふうに考へるようには一般的な指導をいたしてあります。特に再建団体につきましては、再建団体という特殊な性格にもかんがみまして、その要請が特別に強い、さういふ意味で、再建団体のうちの一部の県につきましては、さうした上回つた処置が行われておるところについては、その再検討を求めておるのでございませぬ。

○淡谷委員 さつきの次官の答へと食い違ふのです。次官は再建計画を見て、給与に触れなくても赤字を補てんするより方法が立つておれば、必ずしも給与改訂は求めないといふ答へしておる。政務次官と財政局長の答へが食い違ふ。この点は一体どういふわけなんです。自治庁自体が部内における意見の統一ができてゐない。それで一体他の自治団体であるところの県会の決定なんかくつがえされていく、そんなことはあなた一人の権限ですか。

○中島政府委員 先ほどの淡谷委員の質問に対しては、私が答へましたことと、今の財政局長の答へに食い違ひがある、こゝろ御指摘でございませぬ。私といたしましては、国家公務員のベースに必ずしも合せなければならぬ、こゝろ厳密な意味でなく、現実

に各県へこちらから指導いたしておりますのは、それに近い線に指導しておるわけでございます。そういう意味からさつきさういふことを申し上げたのでございます。国家公務員のベースにびつちり合せなければならぬという考え方はございせん。それから、なお将来再建団体といえども、地方団体の自主性を考えますときに、地方の府県は給与を自主的にきめ得るような財政に立ち返ることが望ましい、こういうことを私申し上げたのでございます。

○淡谷委員 今お聞きの通り、政務次官は国家公務員のベースと同じくやなくて、もういふことを言っておられる。あなたは国家公務員のベースまで持つていく、こう言う。はつきりこの席上で食い違つておる。あなたの御答弁は間違ひですか。

○小林(興)政府委員 私は別に違つておるとは考へておりません。政務次官の仰せられましたのも、どんなことでもいいという趣旨じゃないのでございまして、国家公務員の給与に準じて作らるべしというお考えだと思ひます。

○淡谷委員 さつき受田委員からの話で、「な」との「の」かな一つでも大へん問題になった。国家公務員と同じベースというのと、これに近いという考え方はこれはでんで違ひです。あなたに準じてと今度言う。「な」と「の」どころじゃないですよ。しかも一歩踏みはずせば、自治庁が再建整備に理由をかりまして、赤十字の貧乏につけ込んで、自治権の侵害を一々やるような危険が出てくる。一体青森県他十七県の再建整備については、まず地方公務員の給与ベースを国家公務員と同じくするの、これに準ずるの、これに近

くするの、この三つの考え方はどれが正しいのですか、はつきり御答弁を願ひたい。

○小林(興)政府委員 国家公務員に準ずるといふことではございせん。

○淡谷委員 そうしますと、今後どのような再建整備の計画を持つてきましても、国家公務員に準ずるような給与ベースを立てない限りは、この計画は認めないという基本的な方針を変えませんか、これは責任のある御答弁を願ひます。

○小林(興)政府委員 先ほど申しました通り、新しく再建団体になるといふ団体は今の法制上ございせん。現在なつておる再建団体につきまして、給与の問題につきましては、給与を国家公務員に準ずるようにするように強く指導いたして参りたいと思ひます。

○淡谷委員 重大な点ですからなお確かめておきますが、他に給与以上に大きな赤字の原因があつても、その方針は変へませんか。

○小林(興)政府委員 他の原因は他の原因で是正すべし、給与の問題は給与の問題として合理化すべし、こういう考え方で参りたいと思ひます。

○淡谷委員 そうすると、あなたの御答弁は再建整備を離れて給与の問題にしはつた考え方がないかと思ひます。再建整備はどうあるとも、まず地方公務員の給与ベースは国家公務員に準ずべしといふたような権限の逸脱をやつてゐるじゃないですか。再建整備ができなから給与を直さなければならぬ。しかし地方公務員の給与ベースはすべて国家公務員に準ずべしという基本方針を立てられるならば、再建整備があるなしにかかわらず、あなたの基本方針

針は立つていなければならぬ、その点はどうですか。

○小林(興)政府委員 一般的には先ほど申しました通り、地方自治団体の給与を国家公務員に準じてきめる、これは一般的の原則であらうと思ひます。再建団体であらうがなからうが、私はそうなると思ひます。現在の法制の建前も大体そうなつております。しかし私の方といたしましては、個々の団体について一々発言権を持つておるわけではございせん。だから再建団体につきましては、再建という至上命令がございまして、これを早く達成させたい、こういうことではございせんから、やむを得ず団体の財政運営について、われわれが承認の手續をとらせられてゐるわけではございまして、その場合におきましては、先ほど申しました通り、給与といふものは再建計画の上において大きな比重を占めておりますから、これをやはり合理化することが再建を達成させるための一つの大きな要素であらう、そういうふうに考へております。それでございまして、その合理化はわれわれといたしましては求めざるを得ないというのがわれわれの考え方ではございまして。

○淡谷委員 再建が至上命令だ、こう言つておられますが、そんならば、再建整備法をあなたの方ではたてにとりまして、その整備計画を見る、その権限に基いて地方の議会の決議はいつでも変更せよといふたような、基本方針は今後もお変へにならないのですか。

○小林(興)政府委員 誤解があつてはいけません、われわれといたしましては、再建計画の承認並びに再建計画の実施といふことにつきましては、財

政の再建に關係のあるものについては発言権を持たざるを得ない。しかしながら団体の議会活動を一々とかく申すといふのではないのでございまして、再建計画の達成に關係のある部分においては、最小限度のことはやらざるを得ない、こういうふうに考へております。

○淡谷委員 私はその点に再建整備法といふものの危険性があると思ひます。これは法案を作るときに非常論で議されました。今日財政的に赤字を出してゐる県は、国家の資金を融通してもらふことは非常な魅力なんです。その魅力につけ込んで圧力を加えて出るならば、これは全く金の力をもつて自治権を侵害するものです。青森県の知事、山崎岩男君はかつて国会に籍を持つておりましたが、鼻っぴしが強いので有名でした。みずから稱して豆タシと云つておつた。新聞記事で見ますと、県会で決議したことを自治庁にのませるために、この知事を青森県の選手として送つたと言ひつゝ、その選手があなたの前に出て、どうも自治庁にはかなわぬといつて頭を下げた。その給与ベース改訂の一線に乗り出したときに、私は折衝の上に金を見せびらかして非常に圧力が加わつたと思ひますが、そういうことはございせんか。知事はあつたと言つてゐる。あなたの方で、君なら君でいいが、県会が再改訂しなければこの計画は認めるわけにいかぬ、金を出さないのですよといふたような、金縛りを受けたように聞いておられますが、かけませんでしたか。かけないというならば、山崎知事の言ひことは私は信用できないのです、どつちですか。

○小林(興)政府委員 県の再建計画の承認に当りましては、給与を是正するといふことが一つの条件として指示されてゐるのでございまして。

○淡谷委員 言葉に拘泥するようでは、あなたは一つの条件と言つた、他の条件を伺ひたい。

○小林(興)政府委員 ここに承認をいたしました書類を持つておりませんが、要するに再建計画の承認につきまして、再建を達成するために所要の注意事項を与へることにいたしてございまして、青森の場合におきまして、この給与につきましては、将来の財政計画に影響があるから、これを合理化する、こういうふうに調整するといふことを条件として指示いたしてゐるのでございまして。

○淡谷委員 青森県以外の府県の再建整備計画はどうですか。やはり給与ベースに手をつけなければ直りませんか。

○小林(興)政府委員 給与の改訂を求めている団体もほかにございまして。

○淡谷委員 求めない団体もあるのですか。

○小林(興)政府委員 これは国家公務員の基準に準じて作つてゐる団体も幾つかあるのでございまして、そういう団体につきましては、給与については特別に申してございせん。

○淡谷委員 それらの団体は、給与ベースに手をつけなければ絶対再建がむずかしいとあなたの方で態度をきめておられますか。具体的に伺ひたい。あの十七県です。

○小林(興)政府委員 先ほど申しました通り、給与といふ問題が地方団体にお

いて財政上大きな比重を持つておりますし、給与の問題は一つ大まかにきめれば将来永久に響く問題でございすから、給与の是正は常に一つの大きな問題点として扱っているのをごさいます。

○淡谷委員 一般のじゃなく具体的に言ってもらいたいのですが、十七県の再建整備計画をあなた方がいろいろ調査研究されて、この十七県ともに第一に給与改訂を条件にする、もしくは国家公務員に準ずるような給与ペー

スはいとして、他のものは全部引き下げるといふ態度をもうおきめになったのですか。

○小林(興)政府委員 県は十幾つの問題ですが、その県は今仰せの十七県全部じゃございせん。そのうちで、われわれの見るところで、公務員の基準をはずれておる、そういう県についてだけ申し上げておきます。

○淡谷委員 私はどうもあなたの方の計画承認の態度について同意できかねるものがあります。資料を請求いたしたいと思ひますが、この再建整備法を適用される県の再建整備計画と申しすものを当委員会へお出し願ひたい。

○小林(興)政府委員 再建計画はきわめて膨大なものでございすが、それぞれ県の要点をまとめたものは準備してお出しいたします。

○福永委員長 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 厚生省設置法の一部を改正する法律案で今度は相当思い切った

機構のいじくりをやっているわけですね。それで私は、この改正の第一の柱である公衆衛生局を予防局と環境衛生局に分離する問題、これをお尋ねしたいのでありますが、この二つの局をどうして置かなければならないかという

ことについて、ここに一応の理由が書いてございす。書いてあるけれども、従来公衆衛生局として一応まとま

てきたお仕事を、わざわざこれを予防局と環境衛生局と二つに分離して、それぞれの色合いをはっきりして仕事をさせなければならぬほど、最近事情

が逼迫したのかどうか。今までにおいて何とかなたえられてきているこの問題

をわざわざ分けるに至ったのは、ごく最近において容易ならぬ事態が起つたというところでなければ、私はここに

新局を作るといふことは問題だと思ひます。少くとも一つの局を二つに分けるというよりなことは、これはまづに見る改革であつて厚生省としてはよほど勇氣を持つて法案を出しになったのだらうと思ひるので、御説明を願ひたいと思ひます。

○尾村政府委員 公衆衛生局は現在は一課と一室がありまして、厚生省内では一番膨大な局でございす。課の数

から見てこれは各省を通じて最も大きな局の一つでございす。以前にはこの十課一室に当りますけれども

二つの局に属してございす、かつこれは公衆衛生局と予防局という形であつたのでございすが、これがかつ

つて局の数を減らすというよりなときに、直ちに一局に入れまして、局長の

もとに十課と一課を並列させま

で、そのうちの主として公衆衛生局に属してございすといわゆる環境衛生的

な方面を環境衛生部という形にいたしまして、いわゆる部長制をしいて、局の中に部長を置き、そのもとに環境衛生関係の課を置く、その残りの課は

局に直結する課といたして、課の中にいわゆる中二階の部長をいただいて、さらに局長に属する十課と、それ

から直結する課と、この二種類でございす。ところが、先生のお説のように、第一

に環境衛生の仕事が最近非常に忙しくなつて参りました。特に都市の尿尿処理の問題が激しく壁にぶち当りま

して、農村への尿尿還元等が非常に激減いたしましたために、尿尿処理の問題がい

づれの自治体でも急速に困難な事態になりました。これを國庫の補助なり、あるいは起債の世話なり、あるいはその

対策方法の技術的な指導を受ける等々で、この厚生省の当該の課なりあるいは局、部に非常な折衝の要望が強く

なつて参つたのであります。いま一つは、この環境衛生部の三課一室で扱つ

ております中に、食品衛生関係が全部所屬してございすが、これは

が最近世の中の進展とともに、食品衛生の内容をできるだけ安全——これは

過去からもそうでございすが、国民の知識の向上とともに、一そうその安

全性と同時に、これが文化に合ふよう

な内容の進展というところに要望が強く

なつて参りまして、この点でも食品衛生関係の業務が一昨年あたりから急速

に増量いたして参りました。ことに一

昨年、森永の砒素事件等が起りました

ときに、この折衝、指導に当りました

で、今の中二階的になつております部長の仕事と、それから各省を通じてお

て対外的な責任という慣例になつてお

ります局長の仕事というものがあいまになりまして、非常な不便を感じます。所屬の課におきまして、これらの上司の裁断を仰ぐ、指導を仰ぐ上におきまして非常に幅狭いたしまして、

現在これらの対象になつておりますのが、食品衛生関係のみで七十万軒の業者があります。これがそれぞれ府県の行政指導を受けながら、全国的に流通する食品衛生関係でございすので、

これは共通的な指導の分量が相当多い、こういう形になつております。さらに昨年二十六回会で御通過を願ひました環境衛生関係営業の運営の適正化

に関する法律が、去る十月一日から施行になりました。これが対象業者も約七十万軒ございすが、これが各府県

それぞれ同業組合を一つずつ作りまして、さらに中央におきまして、これらの業種を運するそれぞれの連合会が

できまして、これがいずれも定款を初め適正化規程、これは消費者とも非常に関連が深いものは全部本省が直接指導する、こういう規定になつております

ので、この点におきまして、今の二階の中における課を持つておる部といふものが非常に責任上あいまになつております。これらの仕事の分量の増大のために、一部局でこれらを全部やるためには非常に行政の支障が起るといふことと、それからその指導責任といふことを、今分担したような監督下にあるような形をこの際明白にいたしました。それぞれ人を対象にする疾病中心の予防局、それから環境衛生初め、その施設あるいは営業というような関係を中心にする環境衛生局に分けまして、行政の考え方も、これは二大分類できる性質のものでございす

ので、これを二つにした方が、受ける側も非常に便利で、どこに相談にいけば受けられる。府県側も同様な意見でございすので、かようお願ひして

るわけでありす。

○福永委員長 中川俊思君。

○中川委員 午前中の委員会でも

ちよつと述べましたように、この国会

にはほとんど各省が設置法の改正を

出しているのですが、説明を各府県は、一々もつともらしい説明を各府県はするのですけれども、しかしこへきて急に

にそういうふうな仕事の量がふえたわけでもなし、今話を聞いておつても、こ

としになつて国民がよいいふんをし始

めたわけではない、極端な例ですが。

だから、理屈はいろいろあるだろう

が、私も国民の税金を有効に使う

という意味から、できるだけ機構は簡

素にして、そして役所は能率的にこ

れを運営してもらいたいというのは、

ひとしく私も議員として当然の責務

であるし、またみんなそういう考えを

持つておることだらうと思ひます。だ

から、いたずらに機構をどんどん拡大

して、人員をふやすということは、多

くの人員費を要するし、これに逆行する

ことになるわけである。私、小さな企

業をやつておるのから見まして、た

くさん人を使つておると能率は上らな

い。これは役所でも同じだらうと思

ひます。だから、むしろ人数を少くして、

給料をよけいやって、そして一生懸

命働いてもらつてというよりな方面にや

はり役所は頭を使つてもらわなければ

いけないと思ひます。そういう機構を

みなもつともらしい説明はされますが、

私がこつちへ来ようと思つてところへ突

然中国四国建設局の職員の方が見え

て、こゝろい要求を持ってこられたのです。定員外職員の実態と二万二百三十六名の定員化の要求という、全建設省の労働組合からこゝろい要求が来たのですが、私はこのことをよく知らなかった。定員をふやしてもいいというから、定員をふやすことは反対なんだ、今も午前中、委員会です。そのことを一席ふつてきたらいいから、定員をふやすことは反対だと言った。だんだん聞いてみると、いやそりゃない、臨時雇とかいふのでおるやつを普通の職員にしてもいいという要求だ。それならいいだろうと言ったんです。こゝろいようなものをいつまでもほうっておかないで、これを普通の常雇なら常雇にして、有効に使うという。こゝろいの方心はかけられるべきじゃないかと思ふんです。いたずらに局を二つふやしても三つふやしても同じです。要するに、あなた方は人のためにそりゃポストを作っているようにしか見えない。事実はそうでない。知らないが、どうも私も各役所のなをいろいろ検討してみても、そりゃこゝろい考へられる。一体行政管理局はこゝろいような問題についてどうの程度に研究なさったのか。こゝろいようにたくさん設置法を出しておられますが、この国会を通過すると思っておるのですか。そりゃ甘い国会じゃありませんよ。われわれと争つたといへども、政府が出してきた法案だから何でもかんでものみにするといふようなことには相なりませんよ、どう考へておられるか知らないが、だからこれは十分再検討するべきものである。私は委員長にお願ひしますが、午前中から引き続いて、こゝろいしてどんだん各省の設

置法が出てきて、説明を聞いておるわけですから、委員長としても一つ十分にお考へいただきたいと思ひます。ことは、私が午前中から述べておられますように、この問題ははかばかしく、私どもとしても委員会でも異議なし、異議なしでやっていると問題じゃないと思ふんです。大きな問題なんです。だからこゝろいような点について、行政管理局等からも十分意見を聴取なさつて、そりゃしてほかにやることなければ、こゝろい問題の説明を聞いておくくらいいいかしりませんけれども、いたずらに時間をむだに使わないように、有効にこの委員会を運営していただきたいと思ふんです。この問題は重大な問題でございまして、また簡単に、政府が出した法案であるから委員会はすらすら通るといふうな甘いお考へでもお持ちになつておると、あとがっかりなさることになりはしないかと思ひますから、この点については十分に一つ御検討をいただきたい。ただいなかから陳情に来た人に対して、その場当りのものともらしい説明をしてごまかしておられるようなこととで、私どもはなかなかごまかされませんから、十分に一つ慎重に考へていただきたいと思ひます。何でもかんでも役所の機構をふやすといふこと、今までやつてこられたものを、急に今年になつてふやさなければならぬといふようなことは考へられない。先ほど行政管理局のどなたからか答弁があつたが、文部省もこゝろいは体育局などがふえたから官房長をふやすのだといふうなお話だが、体育局長などといふものは元あつたのだ。それならそのときに官房長といふものがあつたかといふと、

いなかつた。だからこゝろいような、しつうとをこまかすような、きわめて簡単なごまかし文句で官房長を作らねばならぬといふようなことを言つておられるのだが、こゝろいことではなかなか私どもは承服できないのですから、十分に御検討いただいて進めていただきたいといふことを、委員長に特別にお願ひ申し上げておきます。

○福永委員長 ただいまの中川君の御発言の件につきましては、私に對する部分につきましては、これを参考にいまして善処したいと存じます。

○堀本國務大臣 行政管理局に關する部分は、実は私の方にも相當關係はあります。長期間定員外の職員として扱つて参りまして、すでに大学を出て四、五年たつたやうな人間も相當あるので、この際定員化を相當數、年次計画を立ててやりたいといふことは、これは中川さんのおっしゃるやうに、現員を能率化し、責任を持たせ、決して人間をそのために特にふやそうといふ考へ方ではございせん。

それからただいま政府委員から、環境衛生局の問題につきまして御審議をわすれらるる際に御説明申し上げたのですが、私ぜひお聞き取りをお願いしたいことが一言ございまして。確かに、人口がふえることは別といたしまして、清掃施設なり下水施設なり、簡易水道なり、あるいは上水道の、今までできておりません事柄に對する國民の要望と申しますか、民衆の強い要求といふものは、私は近代化の社會を作る上において日本社會が非常にネグレクトしておつた。民主化と言われますが、こゝろいことを考へない。土台の事柄が、

日本の社會においては非常におろそかにされておる。実はこゝろい点につきましては、もう今さら中川さんに私が申し上げるまでもないこととございまして、現に國會におきまして、最近この種の予算につきましては、從來より飛躍的に増大いたしておられます。こゝろいふことは、民主社會及び近代社會を作ります上において、ぜひ必要でなからうか。こまかい理屈は申し上げません。こゝろい点は政府委員からお聞き取りを願つておることでもありますので、私から申し上げません。こゝろいものが近年飛躍的に、國民の要望として強く上つてきた。しかもそれは、近代社會を建設し、民主主義社會を建設しようとする考へ方からは當然の要求であり、また國會自身においてもそれをお取り上げになつておるといふやうな点で、明らかに予算的、外債的、こゝろ二年ばかりに急速にふえて参つておるやうな次第でございまして、學界におきましても、衛生工學のやうな講座なんといふものは、私どもがいつかにはほとんど無視されておつたが、今度新しくこゝろいものも考へられるやうになつておるといふやうな点から考へますと、この種の問題につきましては特にウエイトを置いてお考へ願ひたい。官吏がいたずらに部局をふやし、そして定員を増すやうなことは、私自身反對でございまして、事環境衛生關係の仕事といふものにつかましては、特に今私が申し上げましたやうな観点からお取り上げを願ひたいといふことを、切にお願ひ申し上げます。

○中川委員 私は別に厚生大臣と議論をしようとは思ひません。議論しようとは思ひませんが、環境衛生の問題とか、あるいは個々の問題について、私はこれこれ言つてゐるのじゃない。いたずらに各省の機構が膨大になることについては十分考へなければならぬといふこと——各省一律に全部、こゝろいものは考へなければならぬといふものではない。こゝろい必要なのは、今大臣のおっしゃるやうにやらなければならぬ面もあるだろうと思ひますが、大体大臣も政党内ですから御存じですが、最近官僚機構といふものがいたずらに膨大になつてきておる。しかも次から次に出される法案——内容を見てみますと、役人でもつて停年になつてやめそうなのはちゃんと在任中にもつとらしい理屈をつけて、自分のポストを作つておく。だから役人をやめた者には失業がないでしよう。今一般の國民が失業にあへておるときに、役人だけ実に特權階級といふか、そこに陣取つておつて、そして失業者がなない。全く人のために機構を作つていつて感がかなりございまして。ことに、堀本厚生大臣に限つてこゝろいこととはないだろうと思ふが、まず大臣になつたら、役人のきげんをとらなかつたら大臣が勤まらない。だから役人の言ふことは無條件にのんでおる大臣が多いのです。こゝろいして大臣がこゝろい出てもつとらしい説明をされると、大臣が出てこられたんだから、大臣の顔を立てなけりやならぬだろう、ことにわが黨の同志だから、こゝろいことは一応考へられる。一応は考へられますが、しかしこゝろいこととなく、ただおのれの保身術だけにきつちきつちとされなくて、やはり國家の大局から考へていただきたいと思ふ。これは堀本

を痛感いたしております。一方予防局の方も、これはあなたの方から多分攻撃をいただくのだらうと思うのですが、結核対策及びその他各種の伝染病、地方病、いわゆる人を対象とした各種の病気に對するところの積極政策がなくてはならぬ。一億や二億ではほんとうにしようございせんが、とにかくもこの二、三年一億にもならなかつたのが十億とか相当大きな金額が盛られるようになって参りましたのは、これは皆さん方自身がそのお考えになつてこの予算を御編成なさつていただいている。私はそれこそ歓迎に説法だと思ふ。今後とも努力をいたすつもりであります。率直に言つてよいことでございますが、私も尿尿処理や下水処理場を見て参りました。最近痛感いたしておりますが、大阪でスイスの会社に注文いたしましたら、ごみの化学的分析を注文して参りました。注文いたしましたら、すぐその機械が来るんだと思ひましたら、会社の方から、どういふごみがあるんだというように、こまかいデータを要求して参りました、それでなければ機械は送れない。しかもその会社はやっぱり研究室を持つてゐる、しかもその国はやっぱりなこういふ方面の学者が集まつておる。日本ではやつとことし京都に衛生工学の講座ができるように相なるといふような状況であります。私はこれは日本の一番おくれた一つの社会断層じゃないか、これこそ私どもが努めていかなくちやならぬ、これはうわべの病氣になつた人だけの対策ではだめだといふことで努力いたしておるつもりでございます。どうか力が足りないとおつしやることは、俗に言うしりをど

んどんおたき願つて、一そり努力いたしたい、こう考へております。

○福永委員長 受田新吉君。

○受田委員 環境衛生局と予防局に分離する問題は、また問題にする時もあるでしょうが、ただ私こゝではつきりさしてもらいたいことは、今環境衛生部長の中されたことのうちに、責任の所在がはつきりしないおそれがある、責任のなすり合いの傾向がある、こういうお話をあつたんですが、事務の分掌において直接担当者、その直上の責任者というのをはつきりしてゐるわけなんですから、別に現在の機構の中において責任の所在がはつきりしないが、今度新しく二つに分けると責任の所在がはつきりするといふようなことは私はあり得ぬと思ふのです。あなたの御発言は、私はお役人のお言葉としては非常に責任のないお言葉であると思ふのです。公衆衛生局長というものがおる以上は、公衆衛生局に關係した諸般の事務は全部公衆衛生局長が責任を持つてはすです。部長の失敗は局長が責任を持つてはすです。そこはどうです。今あなたの申されたお言葉には私はなほだ了解に苦しむ言葉があつたと思ふのです。

○尾村政府委員 私の説明がまずうございまして、私の意図しておつたところと違つたような表現になりました。おわび申し上げます。今申し上げましたのは、これは全部局長が対外的な責任者になつておりました。これは間違ひはないのでございまして、一切の通牒その他局長名をもつて対外的には出さういふことになつております。ただ非常に膨大で、今十課一室を持つておる大きな局でございますから、現実に相談

に支障を来たすことが多く、非常に錯綜しておるのでございまして。ことに環境衛生部長は三課を所管しておりますが、もちろんこれに對するすべての処理は局長に連絡をとつてやるのであります。従ひましてそこに非常に遅延その他の受ける側から不便がある、こういうわけでございます。そういう意味で申し上げたので、決してこの責任を二分して對等な形にしておりませんで、あくまで局内の部を置くように、ちゃんとつてあります。責任の点の二階建の従属關係ははつきりいたしてやつておりますので、その点言葉が足りませんので取り消します。

○受田委員 今ここにあられた中川委員はかつて厚生省の政務次官として飛ぶ鳥も落とすほどの権勢をほしにまゐりました方でありまして。御存じの通り厚生省官僚を全く身ぶるいせしめた御存在だつたのです。そういう中川さん自身があの機構改革、定員問題について非常に批判的なご意見があつたので、特に私厚生省の所管事項に關して思ひ出したわけですが、この行政事務というものは幾つかのポストをふやすことで緩和するとか、あるいは能率が上るとかという問題ではないと私は思ふのです。責任をはつきり果すことによつてこれが目的を達するのでありますから、むしろ行政事務にそそりなからしめようとするならば、普通ならば課長から部長へ行くところを、さらに部長を通じて局長へ行くといふほど念を入れた方が行政事務は徹底するで、課長、局長の二段どまりを課長、部長、局長といった方が徹底するといふ意味においては、公衆衛生局は大きな機構を持つておるけれども、むしろ

大きな光榮といふものが裏にあるはずなんです。私はその意味でわざわざ二つにしなくても、それぞれの責任者が誠意を持つて忠実にその事務に精勵するならば、現在の機構がますます広がろうとも、光榮ある公衆衛生局としての誇りを持ち得ると思ふのです。今厚生大臣が幾つかの例をあげられて最近の厚生行政の事務の複雑化、また大衆に喜んでいただけるたぐさんの仕事ができたと申されたのですが、私自身厚生省のお仕事といふものは国民に喜ばれる大事な仕事であつて、国民に喜んでいただける厚生行政が徹底することが文化国家らしい一つの誇りでもあると思ふのです。そういう意味においても大きな役所であることを、単に局をふやすことや定員をふやすことで満足されるよりは、そうした国民に喜んでいただける仕事を精勵するといふ喜びの方がむしろ大きくはないでしょうか、大臣よりも御見解をお伺いしたい。

○堀本國務大臣 率直に申して、さつき中川さんのおっしゃつたことも、私も基本的には同意なんです。ことに私は前身為官吏でございます。官僚のいいところも悪いところもよくわかつております。場合によると厚生官僚の言うことをきかないから、あの大臣は事務官僚から浮いてゐるから、答弁にくじらるだらうという新聞記事が出たくらいであります。私は官僚の弊をため直すことも、私自身の責任であるといふふうに考へております。今おつしやつたように、確かに公衆衛生局といふものが考へられますが、これは何度も申し上げる必要もないように、今あなた自身がおつしやるように、文

化国家を建設するあるいは民主国家としての社会を建設して、われわれがそのサービス官庁として果してあやまちなきを得るかどうかといふことが一番基本だと思ふのであります。そういういたしますと、御承知の通り公衆衛生局の方面におきましては、人、病氣といふものを中心とした問題を相當専門的に考へなければならぬ。片一方は新しい社会の物的な状態をいかにして衛生と結びつけていくかといふことを考へていかなければならぬ。おのずから人の専門を見て考へなければなりません。むしろ私自身は何も局長をふやしたいとは思ひません。ほんとうに国民の要望に拾つたサービスができるかといふ考へ方から参りたい。責任の所在は、もうこの種の問題につきましては、最近は大目自身がやらないと承知されません。これは確かです。昔の古い内務省官僚時分には、これがあるいは下級官吏によつてそのことが処理されておつた。しかしもう現代においてはそういうことではございせん。私はそういう考へ方を持ちまして皆さんに御了解を得たい、こう思つておるような次第で、全くあなたのおつしやるような氣持でこの問題を処理して参りたい。このために定員を要求しておるわけでもございせん。よりよきサービスを厚生官僚としていかにしたら提供できるかといふことに専念いたしておるような次第でございまして。

○受田委員 大臣のお氣持はわからないうことはありませんが、定員を全然いじくらないで機構だけいじるといふことになつてゐるから、そこに私問題があると思ふのです。つまり現在の人員をそのままの形で、ただ局長を二人にす

る、これは一級官の局長が一人ふえることで、厚生省の役人は前局長という肩書きをもって民間に払い下げを受けられる者もあるわけです。そういう意味で、一人でも多くの高級官僚を作るという形にしかならぬと思う。人員を全然ふやさぬのですから、判を三回とるところを二回で済むという程度じゃないか。むしろ公衆衛生局として大きな力で大衆に接する必要がある。

か。特に府県においては、民政部とか衛生部とかいうので、厚生省所管が三つも四つもある府県もある。末端においては、いかに厚生省所管事務が広範な分野にわたっているかというのを私からぬことはありません。そういう点からも厚生省の事務が民衆に接触する面が非常に手広くなっているということはわかるのですけれども、それは広くてもいいのです。広くても現在の格好で、もっと大衆にサービスをしてあげる方法は幾らもあると思うのです。この点は一応私希望を申し上げておきます。問題を次に移します。

行政管理局に開示してお答え願いたいのですが、行政管理局の付属機関として行政審議会というものがありません。この行政審議会というものは、この行政関係に関するいろいろな諸問に際し、それに答申をする機関になつていくわけです。この行政審議会が政府に答申をされた。その中に機構上の問題として、たとえば官房長を各省に設置するのが適当であるとか、あるいは同を多く作るのがいというような意味の各省別の答申が出た例がございますか。

○岡部政府委員 今お尋ねの行政審議会の答申について特に御指摘のような点はございません。

○受田委員 従って行政上の問題について、行政審議会というものはそういう具体的な問題に就いておられ、特に今私が申し上げたような問題についての具体的なものに就いておられ、ということになるならば、行政管理局としては、各省の機構上の問題については、あなた方が持つておられる任務の第二条第二号に書いてある、行政機関の機構、定員及び運営の総合調整に関する事項を、あなた方の役所の任務の上から一つ高い立場で判断しなければならぬと思う。それを各省が競って持ち寄ったものを大幅に認められて、これをほとんど野放図に国会に出されたような、百花繚乱、金山春景色というような形でこの法案が出されておられるのです。こうなると野党ならずとも、与党内部にきびしい批判の声が出て、承知しないぞというような強硬な意見が出ておる。この内閣委員会の空気が、あけて政府案に対するきびしい批判で包まれておると言っても過言でないような状況に置かれておること、ゆめ忘れてはならぬと思うので、だから一つ再検討する必要があるならば、さらにこの機会に行政管理局において公平な判断をされて、各省の要求はやむを得ないと認められたものだけを取り上げることにして、あとは一つ整理される御用意はないか、これも一つ伺いたいのです。

○岡部政府委員 行政管理局の権限といたしまして、各行政機関の機構の審査ということがその大きな任務でございますが、根本態度としては、先ほど

来中川委員あるいは西村委員、受田委員から仰せのようなつもりでやっておるわけでございます。ただ中川委員も仰せられました通り、個々の行政をこの時勢に合ふように、あるいは時勢の要求に応じてどうこれを最小の費用で最大の能率を発揮していくことができればいいことにつきます。個々に審査して参つたわけでございまして、ただいまの厚生省から公衆衛生局を廃止いたしました環境衛生局と予防局を作るといふようなことにつきます。ずいぶん長い間検討いたしました。ただいま厚生大臣から申されたような点を十分検討いたしました。個々に見て厚生省の機構をこのように改めることが国家社会のためにいいというように判断いたしましたわけでありまして、他の機構につきましても、それぞれ個別に判断いたして、これが今一番適切な機構のあり方として国会に御審議をお願いするの正しい、こういうふうに考えた次第であります。

○受田委員 行政管理局の政府委員の方は、これからこの行政機構及び定員に関する法案が出るつど御説明をいただくかなければならぬと思っております。大へん相済みませんが常時おいていただいて質問にお答えを願いたいと思います。

それでもう一つ厚生省として思い切った措置をされた、逆な措置をされていることは、未帰還調査部の仕事を整理されておる。特に舞鶴の援護局を廃止する。それから復員業務を中央に一括するといふような措置をされているわけですね。この問題は機構の縮小であり、廃止である。ここに厚生省の仕事として戦後十三年に及んだ、当初予

想された六百万に余る人々が大半帰つたので、もうこの復員業務も引き揚げ業務も、出先機関は要らぬのだ、これからは中央にある引揚援護局で一切を引き受けたという格好にされるのが時宜に適合するかどうかということ、を今からお尋ねしたいのです。

そこで、このたびの第二の重要な改革点であります今申し上げた引き揚げ業務及び復員業務の二つの仕事の整理であります。これからは大した問題はないという観点に立たれたと私は判断いたします。しかるがゆえにこの改正案を出したになったと思ひますが、その判断に基いてのお尋ねです。この世紀の悲劇とも申すべき敗戦の結果、海外に残された方々が相次いで引き揚げられたわけでありまして、しかしながら今日依然として行方不明のままに祖国の土を踏んでおられない方々、また生存しておられることははつきりしておるけれどもお帰りでできない方々が相当数に上つておられることは御承知の通りです。そこで、最近数名帰つた人たちが等も入れて最近における未帰還者の正確な数字をまずお示し願ひたい。

○吉田説明員 正確な統計は四半期ごとに機械統計によつて集計しておりますが、ただいま手元にあります最新の統計は三十二年十月一日の統計であります。一月一日調べる統計は目下集計作業中でございましておけません。

まずその数を申し上げます。十月一日調べる未帰還者の統計は四万六千六百五十名でございます。ただしこれには、その後における樺太からの引き揚げが二回ございまして、それが入つておりますから、その数を別に申し上げ

げます。三十二年十月に從來未帰還者としてつかんでおりました者から四十五名帰還しております。同じく本年一月に、十月統計で未帰還者としてつかんでおりました者の中から二百十名帰つております。これだけが帰還者として十月一日統計から差し引く数でございます。

○受田委員 その地域的分野をお示し願ひたい。

○吉田説明員 各地域の数を申し上げます。ソ連地域は、ソ連本土、樺太、千島を含めまして八千九百四十二名、中共地域三万二千三百三十三名、北鮮地域二千四百四十三名、その他の地域、主として南方諸地域でございますが、二千九百三十二名、以上でございます。

○山本(正)委員 各省庁の設置法の一部改正案がだいたい出ておりますが、かつてこの委員会でも例を見ることが多い。それで非常に感ずることは、各省庁がこれを国会に提案する前に、政府内部でまず行政管理局が審査をしておるようでありまして、それでこのような設置法改正が必要しかも適当と認めて出しておるのですから、本来はそういうことから考えれば、この質疑に際するものは、もっぱら行政管理局がその審査に供せられた資料あるいはその判断をもとにして質疑に際せられる、それで足らざるものを各省庁担任者が補うといふことが本来の行き方であらうと私は考へる。ここ数日の審議の状況を見ておると、事はまさに本末逆であつて、まず各省庁担任者が質疑に際する、たまたま足らざる他のものを行政管理局が補うごとくに私に

は見受けられる。これでは非常に能率が上らぬ。各省庁の実際上の各委員会における審議に大臣も出られぬ、幹部も出られぬ、これでは非常に困る。それで今受田君が要求された、今後その設置法改正の審議にはすべて行政管理局の責任者が質疑に應じてもらわねば困るという要求はもつとものことです。これは一つお帰りになって長官とあなたとよく検討していただいて、どうか本来の正常な形でスムーズに能率的に審議が進むように、私これは希望いたします。

本来、案件の内容を見ますと、機構の拡大——課を部に、部を局に、一局を二局に分けるということ機構を拡大する、あるいはそれに伴いもしくはそれと関連なく人員をふやすということにあるのです。これの必要のものとなるものは、作業の内容が質的に変わったということか量的にふえたということか、要するに根本は在来の機構ではこれの要求に応じられないということとでございましょう。むしろそれ以外の理由はないと私は思う。そうして今ここに提出されておる、もしくは今まで何った説明というものをつなぎ合せて考えてみますと、作業の性質にどういう変化があったのか、作業の分量にどれだけの増減があったのか、しかも従来の消化能力というものが性質的に適当でないとか量的に不十分であるとかいうふうなことは、非常に熱心にお答えは上っておりますが聞く方からするとどうも十分な理解を得ることに困難です。ここからここで項目別の資料の要求は、私は与党でありますからきょうだけは差し控えておこうと思ひますが、作業の質的変更とか分量の増減と

か、従来のこれを消化した公務員の消化能力であるとか、——これは言い古された言葉であります、量的に人間の数さえふやせば一切が解決するといふ安易な考え方は困る。もう一つ機構を同じいけるなら合理的にたまたまか工夫の余地はないものか、もう少し国民全体が働いて、だれしもそうかなというふうな、えらいめんどうな説明を加えずとも端的に理解されるような説明というものが実はほしいのです。これは非常に審議の進行上重大な関係がありますので、われわれは時間と並行的にこのことを考えていかなければ、法案の審議というものは完了しないのですから、政府の方もそういう点は御承知でありましょうけれども、今のうちに、一つ根本的にこの委員会に臨む方針、態度というものを再検討していただきたい。今申し上げた資料のなかには、国内的なものもいろいろありますが、もし時間が許すならば、日本と異なつた事情の國のものもあるいは類似の事情の國のものも一つそろえて——繰り返して申し上げますが、作業の質的変化、量的増減、これを消化する人間の消化能力、そういうようなものをもつと総合的にそろえて出していただいたら、非常にこの審議の上で便宜であらうと思ひます。今受田君の御要求によつて、未帰還者の事務処理の実態などをお答えいただいた、非常に事柄が明確でよろしいのですが、そういうふうに分散的にになりました、どうしてもその法案全体に対する判断の資料には非常に価値が乏しくなる。どうか一つ体系を立ててやっていたきたい。以上です。

○受田委員 山本委員から私に対する御協力の発言があつて、大へん感謝しております。

私が今から申し上げることは、特に舞鶴引揚援護局の廃止と復員業務の整理という問題、これは人道的な問題として超党派的に従来考へられてきた問題でありますので、それだけに厚生省当局のとられる態度は国民全体に影響力があると思ひます。従つて今から申し上げることは、与党の諸君も私の声と同じものを持つておるといふ御認識の上に、一つお答え願ひたいと思ひます。

舞鶴引揚援護局は、その歴史十三年の長きに及んで、ソ連地区、中共地区、樺太地区からの引揚者をお迎えしたお役所でありました。これをことしの十一月十六日という日を切つて廃止されることにいたしました。その理由の中には、十一月までには樺太地区からの引き揚げも完了するであらうということが書いてあるのでありますが、これはどういふ根拠からこれをお示しになったのですか。

○堀本国務大臣 非常に長い歴史を持ち、地方の援護局といつたしましては国家的に重要であるのみならず、本人たちも長い間苦勞して引き揚げ援護の処に當つて参りましたので、ほんとうに歴史的なものであるといふことは、お説の通りでございます。ただ現在ソ連地区に残つておる、あるいは主として樺太地区が多いのでありますが、そこからの引き揚げの模様を見ますと、数がだんだん減つて参つております。そういう点から見ますと、ただいま申し上げました残存の、今後引き揚げ対象になります人間というものの、推

定いたしますと、これについてはただいま申し上げた数よりははるかに少い数が出て参るのではないかと少いことが考えられるのであります。御承知の通り、最近に引き揚げて参ります内容を参見しても、樺太地区から来るのはほとんど国際結婚の状況である。それ以外に参ります、相当残存者も出て参るのではなからうか。ソ連政府は従来からしばしば帰国したい者は歸すと

いうふうな言明をいたしておりますが、最近これらの一、二の引き揚げを見まして、その数というものはほとんど限定されて参つておる。中共地区につきましては相当の人間がいると予想されたんですが、しかし前年度から本年度にかけましての様子を見ますと、戦犯及び一般引揚者の数も非常に減つて参つておる。いわゆる甲種婦人と申しますうちにいろいろありまして、純然たる戦犯及び引揚者の数は相当減つて参つておる、そういうふうな考えますと、あそこ引揚援護局を置いておく必要もないのじゃないか、置かないでも業務の遂行には支障がないのでなからうか、こういうふうな考えられますので、私どもとしては非常に歴史的な問題ではあります、この際これを廃止するのが適切でなからうか、こういうふうな考へておるのであります。むしろこれら事務は最初よりはなかなかむづかしいこともできて参つております。かえつて数だけで判断するわけにいかない分もできて参つております。もしもこういうふうな状態が恒常的な状態として考へられるときには、厚生省として検疫所その他の施設において業務を行はしめるといふことも実際の業務の上からは支障ない

であらう、またこれこそ支障があつては困る仕事なのであります、個々の場合に適切な措置が打てる、かように考へましてかく決定いたしましたような次第であります。

○受田委員 十一月十六日を期限とした理由は、もつと根本的なものがあるのじゃないですか。

○石塚説明員 樺太地区の引き揚げにつきましては、大臣からただいま御説明申し上げましたごとく、現在樺太地区の残存人員というものは約七百くらいあります。このうち国際結婚その他で歸れない者もかなりあるのでありますが、今までの引揚者の情報その他から総合いたしますと、今後帰国を希望しておる者は五百ほどおるようになっています。しかしこれらの方々の中には国籍問題あるいは身分の登録の問題等によりまして、早急に帰国が期待できない方もあるのじゃないかと。あえず近く帰国を期待できる者は二、三百名程度ではないかと想像いたしておるのであります。こういう方々の引き揚げは、おそらく近いうちにできると私どもとしては期待いたしておるものであります。御承知のように、樺太地区は冬季に入りますと非常に船の運航その他に不便な点もございますので、おそらく三十三年度の上半期にはこういった引き揚げは期待できるのじゃないか、こういうことに期待いたしまして、舞鶴引揚援護局の閉鎖は十一月十六日に決した次第であります。

○受田委員 私は質問をごく要点だけかいつまんで單刀直入に申し上げますから、お答えも單刀直入に時間を節約して、四時半ごろまでには終るようには御協力を願ひたいと思ひます。私が不

安に思うことは、政府が最近未帰還者の問題について非常な冷淡な立場をおとりになっておるのじゃないかという不安です。それはさしあたり昭和三十四年七月三十一日をもって未帰還者留守家族援護法による留守家族手当の打ち切りがされるわけです。従つてそれまでに政府はこの留守家族援護法等の精神により、帰還促進と調査究明の重大な責任を果さなければならぬ。しかしながら努力してもなかなかできそうにないので、さしあたり、この行方不明で最近において七年以内も生存資料のないような者は、これは死亡と同じような形のものにして、これに遺族に支給する公務扶助料と同額のものを支給するような形をとつたらどうかという法案を用意されたと聞いておるのでありますが、それはどういう状況になっておりますか、お答えを願いたいと思います。

○堀木国務大臣 実は援護法に關連しましていろいろ誤解が生じて残念に思つておるのであります。私としては遺族の方々の代表者と数回會つて、そのお氣持を十分存じ上げておるつもりでございます。まずこれらの方々のお考え方は、政府において手を尽す、それから第二は、それにしてもやむを得なかつたならば援護法の有効期間終了と同時に他の法令を考へる、そうして遺族に対しての処置を考へるという二つだと思つてゐます。たまたま実は一方から、法律を用意いたしますとすれば相当早目にいたしたいと思つて、事務当局に法律の用意を命じましたことから法律だけで始末するのじやなかろうかという誤解を生じましたやうな状態かと思つております。決して

て一片の法律ですべての問題を処理しようなんという考え方はございませんので、遺族の心を心として當りたい、こゝろいうふうな考へておるような次第でございます。

○受田委員 すでに堀木厚生大臣は留守家族を遺族と考へておられるようですが、先ほどからもほとんど全部遺族にしておられるようですが、留守家族は遺族じゃないのです。十数年夫の父のわが子の歸りを待ちわびし、生存をしておつてもおられるように、早く肉親が歸れるようにという氣持で待ちわびておる留守家族なんです。そういう立場から、先ほど来遺族々と御連発されておるところを見ると、すでに留守家族を遺族の取扱ひにする先入観が堀木先生の腦裏に常にかすめておられるのじやないかと私は考へるのです。(堀木大臣はそんな人じやないよ)と呼ぶ者あり)

還調査部の事務の中においても、そういうやうな死亡推定のための調査をするやうな仕事は絶対にしませんですね。

○堀木国務大臣 まず第一につつしんで用語の不適正をおわび申し上げます。つい遺族といふやうな考へ方、何と申しますか、遺族会その他の人もいふんこつちと連絡があるものから……留守家族援護法でございます。むろんおつしやる通りにいたしました、こゝろ考へております。

国家補償の精神に立脚してない。戦傷病者戦没者遺族等援護法の方は、国家補償の精神でこの援護をはかることになっておる。留守家族手当の支給される留守家族等援護法の方は、国の責任という言葉でこれが処理されているわけですね。従つてこの法律の内容を拝見しますと、留守家族の中で手当をいただいておる人は、生計主体者である人々がわずかにお手当を受けているだけで、二男とか三男とか、両親が六十才未満の人たちは援護の対象からはずされております。ところがこれらの未帰還者の立場を考へてみると、国家の公務で外地へ連れていかれて、国の政治上の責任において敗戦という悲劇を受け、そして国の政治上の努力が足りなくて帰還促進が今日実を結ばずして海外におるといふ立場ですから、りっぱに国家の公務に従事して海外に残った人といえるわけですね。

それが一つと、その国家の公務で海外に残つてゐる公務員である特殊な立場に立つ未帰還公務員である人々に、国家が何ら給与を支給してない対象があるといふことです。つまり生計主体者以外は一文も金ももらつていないのです。現実にもらつていない。こゝろいうやうに國家の公務に従事しておつて國が何らの給与を支給しない、手当を支給しないといふやうに、ただ奉公をさせておるといふ形にしていることは、給与制度上及び援護制度上一大欠陥ではないかと思つてゐますが、今熱情あふれる御発言をいただいた堀木厚生大臣としての御答弁を願いたいと思つてゐます。

ます。しかも未帰還者の留守家族にも自分の生活条件その他社会的環境等からいふような考へ方をお持ちになつてゐる方もおる。これらをはひくくめまして、法律的に一つの準備をいたしますことは、非常に広範な――あなたの言われる調査も前提になる。それから現におられる未帰還者の家族の事柄も問題になる。それらをひくくめまして法制的に非常にむずかしいものがあることはあなたの方がよく御承知だと思つてゐる。そのために私は、何れわれだけのことを法的にも一べん考へてみるだけのことかみがないじやないかというこゝろをかつて言われたことがあるわけですね。それで、これは相當準備がかかる問題である、何もそう急がぬと言いましたのも、実は急いでやりながら相當期間がかかる問題だと思つて私が準備を命じたために誤解が起つて参つた、これが実情でございます。今それらについて十分検討いたしておるやうな次第でございます。

○受田委員 第二の問題で、國が何らの処遇をしてない特殊な未帰還公務員という職種の立場の人があるわけですね。國が一文も給与を出さないやうな、あるいはほかのこれに類似した手当を出さないやうなやうな公務員がおるといふことを大臣御認識の上、これをどうしたらいいかといふことを今お尋ねした方がおる。その方がお答えがなかつた。

○石塚説明員 御承知のごとくたゞいまの未帰還者留守家族等援護法というものは未復員者給与法から発展してきた法律でございます。未復員者給与法の時代におきましては、未復員者に対しては給与という形で支給しておつた

わけであります。しかしその後未復者と
という立場を離れまして、留守家族援
護という趣旨でこの法律ができたわけ
でございます。従つてこの法律の趣旨
は今先生おっしゃったごとくに、未
復者が生計の中心であり、留守家族が
年令あるいは身体上の障害によつて稼
働力を失つておる、そういうことを条
件にして援護してきておるわけであり
ます。今お尋ねの、それ以外の方に對
してはどうかということでありませう
が、これは、たゞいま未帰還公務員と
いうお話がありましたが、なるほど未
帰還者の中にも公務員の方があります
が、未復員者は現在には公務員とはは
つきり言えないような状態であります。
ただいろいろな援護の措置を講ずる意
味で未復員者という地位を法律で特
定してゐるわけでありませう。それか
ら未帰還者の中には一般の邦人も含
まれております。そこでこういった一
般の邦人の留守家族も広く援護対象に
入れられる、こういうような社会立法
的な見地からこの法律ができたわけ
であります。現在未帰還者の実態を見
ますと、先ほど先生の御指摘になり
ましたごとくに、四万六千の未帰還者
のうち、残存生存者が一万前後だろ
うと思ひます。あと三万六千何がし
の未帰還者の大部分は、大陸におい
て二十一年前後に戦國間または撤退
間において消息を断つた方々であり
ます。未帰還者の実態はそういう実
態でございます。で、もしこれらの方
に對する何らかかの処置を講ずると
すれば、こうした実態に應じた処置を
とることが適當ではなないか、こう
いうことを考えております。

○受田委員　石塚さんの御発言の中
に重大な誤謬があると思ひます。そ

は現在海外に残っている立場の人は公務員とはいえないという言葉があったわけですが、昭和二十八年に改正された恩給法附則第三十条をごらんいただけたならば、未帰還公務員には恩給を支給するという規定があることは御存じの通りであります。未帰還公務員で昭和二十八年七月三十一日現在において十二年に達した兵は普通恩給を支給するという規定があるわけであります。結局恩給法としてできた法律には、未帰還公務員とはつきり銘を打っているのです。従つて未帰還公務員に対しては恩給を支給するという特例が開かれてゐるわけです。恩給を支給するということは、これは公務執行中における経済取得能力を喪失した代償として反対給付をするのだということになるわけなんですから、公務を執行している者に対する特例として恩給を出すのだから、普通だつたら給手を出すところを、恩給を出すという格好になつてゐる。従つて帰らざる未復員者は、未復員者給手法の適用を受けた人々は、その後の留守家族等援護法で吸収をされましたけれども、恩給法においてははつきりとした公務員として保護されてゐるということになる。そこに非常に問題がある。恩給法で未帰還公務員と銘打つて恩給を支給している、一方において留守家族等援護法で留守家族手当を出している。かつては未復員者給手という特殊の給手を出しているという、ここに問題がある。二十八年に留守家族等援護法を作るときに厚生省の失敗だと高級官僚が言つておられた通り、未帰還公務員の一般政府職員でまだ帰らぬ人があるわけです。昔の役員でソ連へ連れていかれた人がたくさんあります。

が、そういう人まで一括して全部留守家族等援護法の中に入れてしまったところには問題がある。従つて今の誤まりを是正する方法としてあなた方が考へているのは、死亡処理によつて遺族に對して公務扶助料を支給すると同じような形のものを支給しようとするお考えがあるようです。そういうようなことをして、死亡者として遺族に支給する公務扶助料と同額のものを支給するといふ措置をとるよりは、その同じ額を留守家族手当として給付の形で出すか、手当の形で出すかして支給する方が、留守家族に對して、長期にわたつて歸らざる人を持つ家庭に對する贈りものじゃないでしょうか。私は従つて、政府が今回のこの法律改正に伴う措置として留守家族を安心させようとするならば、死亡処理をしたと同じような効果を持たせようとするならば、死亡処理を期待しない留守家族に對しては、待ち受けるという気持ちから、何かの形で、恩給法の言葉を使うならば、未歸還公務員給付特例法というような形のものにもして、遺族に支給する場合の公務扶助料と同額のを、生計主体者であるといふのを問はず、全員に、その歸る日まで支給してあげるという——戦後十二年、十三年の苦しみ、遺族となつた人よりももっと大きな苦痛をしておられるこの留守家族の人に對して、はなむけてやるといふような態度で、もっと真剣に、もっと深刻にこの問題を考へると言つた人情大臣堀本さんのお考えとして、そういう態度をとるべきだと思ひます。私の申し上げたこゝろいふ措置を、大臣、いかがお考えでございましょう。

○堀本國務大臣 今御指摘の点は、十分考へまして、せっかく法律案を練つてみたい、こういうふうに考えております。御承知の通り非常に法律關係が複雑でございます。私自身もほんとうにまたこの問題と取つ組んで、事務の方がある程度参りましたら、いかがいたすかということを十分考へてみたいと思ひます。その際に、お説についても十分考へてみたい、こう考へておる次第であります。

○受田委員 非常に信頼申し上げていい大臣の御発言がありました。お説の通り、この問題の処理は、非常に複雑です。政府職員であつた公務員は、これは政府職員としての給与をもらつておつた、そして軍人であつた未復員者の給与が問題である。階級差もある。そうしてもう一つは一般邦人の問題がある。こういうようなところで、非常にここはデリケートな問題があると思ひますが、しかし戦後十二年の空白を埋めてあげるために、死亡処理の前提としての法案を出すよりは、その給与を支給してあげて、生きた未帰還者に対するあたたい心づかいという形で処理をしていただくならば、これは画期的な事業だと思ひます。大臣が、そういうものを考慮に入れて検討をしたい、直ちに技術的な困難を克服して何とかやりたいという画期的な御発言が今あつたわけです。これは私非常にありがたいことだと思ひますが、しかしこれはもし給与法の形態をとるならば、これは人事院の問題や総理府の關係にもなつてくる。援護法の形をとるならば、援護というならば、生計主体者でなければならぬじゃないかという批判も受けるので、技術上の問題と

しては大へん困難があると思う。この困難を乗り越えて、断固としてしかばねを乗り越えていく御決意があるかどうか、厚生大臣、もう一つお答えを願いたい。

○堀本国務大臣　私何も殺人立法を作るつもりはないのであります、ほんとうに何とかこういふ人に対して新しい構想のもとにわれわれが、何と申しますか、処理をして参りたいというふうな気持ちでかかっておる次第でございますので、各方面の御意見は十分取り入れ、かつ未帰還者の家族等の心持の十分くんだ法律案を作るといふ点につきましては、決して人後に落ちないつもりで参りたいと思っておるような次第でございます。

○愛田委員　それで大臣のそうした御決意を具体化する目を、あまり先に延ばしたらまた問題になるのですが、できるだけ最近のうちに具現をしていたいただきたいという了解のもとにお話を次に進めます。

韓国抑留漁夫が最近日本へ帰られた。この人々は今まで毎月々々相当額の援助費をもらっていたと思うのです。これは幾らずつもらっていたのか、私ちょっと記憶しておりませんが、今度日本へ帰ってこられるまでのくらいずつ渡しておられたのでしょうか。――これは少くとも五千万円から一千万円の間だと私は思っていたのですが、その金額はつきり覚えてないので、問題があるのですが、大体最低五千万円から一千万円の間だと記憶しております。はつきりしません。しかしこれは月です。そうすると一年に六千万円、最低私の計算でみれば六千万円になるので、これはちょっと調べてもらいたい

10

のようですが、そうしますと、留守家族援助法による人々には、少くともこの韓国に抑留されたあの漁夫の留守家族に出したくらの金額の手当は最低出さなくちゃ、政府のつった処置としては公平を欠くと思ひます。そういうところも一つ考えていただきたい。

それからもう一つは、私たちとして胸の痛む思いがするのですが、先般韓国抑留漁夫が三年間の苦しみを忘れるようにして日本へ歸られた。そういう、一方に喜びの千名の方々があられたと同時に、今未帰還調査部長の言われたように、北鮮にはまだ歸らざる二千四百名の未帰還者があるのです。韓国からは千名の抑留漁夫が歸り、北鮮には二千四百名の抑留者、まだ歸らざるこのときに、北鮮の留守家族の方々がどのような胸中に姿を描いておられたであろうかといふことを察したときに、まことに胸が詰まる思いがします。しかも南国の韓国から歸られた方々は、常時留守家族に対して月五千円から一万円の手当が毎月いつておつたが、北鮮の抑留者の方には、生計主体者に限つて三万五千二百四十五円の留守家族手当が出ておるだけで、そのほかの方々には、一文の手当も出ておらない、こういう著しい待遇差が同じ政府の留守家族対策の上にあるわけですが、これは明瞭に不公平です。韓国抑留漁夫にはそういう手当がはつきり出ておるので、北鮮の抑留同胞にはびた一文もらつておらない人が半数以上ある、こういうことになる、これは非常な片手落ちだと思ひます。これは非常な片手落ちだと思ひます。これは非常な片手落ちだと思ひます。これは非常な片手落ちだと思ひます。

見解いかでございませう。

○石塚説明員 ただいま北鮮の抑留、未帰還者数——抑留といひますか、未

帰還者が二千数百名いるというお話ですが、この北鮮未帰還者の二千数百名の大部分は国際結婚している方々であります。

○受田委員 国際結婚をされた人は別にして、国際結婚をしないで歸ることを期待している人がおるわけですね。全部が国際結婚しているわけじゃないのです。それではあなたの方の調査で、国際結婚している方は何人おるか、はつきり資料があるものを示していただきたい。

○吉田説明員 今北鮮地域の二千何百名と申しますのは、日ソの開戦時以来の消息のある者全部の数であります。最近北鮮に何名残つておるかといふこの資料は、一昨年でございまして、か、北鮮赤十字から日本赤十字に通告がありまして、数がはつきりしてあります。それでこれらの人のその時期に通報のありました者の一部は、すでに一昨年帰還をしております。それらの帰還者の証言によりまして、終戦前から韓国人と結婚しておつた者であつて、現に留守宅等にはごく一部通信のあるものがあります。私どもの判断では、その留守宅通信や帰還者の証言によりまして、二百名前後の生存しておる者はほとんど全部が帰還の意思がない。残ります二千数百名の者は、資料の状態を見ますと、二十年終戦の年並に二十一年の資料だけの者が圧倒的でありまして、これらは現在未帰還の状態でありまして、残念ながら事実上、北鮮にあり、あるいはその後満州に動いて死亡しておるがゆえに、その事実がわからないために未帰還の状態にある、客観的にはこう判断できるのであります。個人々々について

その死亡か、生存かを判明しますのは、私どもが努力しております調査によつて個人々々には判明できます。

○受田委員 いずれにしても政府の調査究明に事を欠いて、状況を分明にしていけないといふことは、これは現実です。それから、そういう意味から、留守家族にしてみれば、その生死不明の人はまだ歸らざる人だと考えておるわけですね。これは現実なんですよ。従つてその韓国に抑留された家族は、毎月五千円から一万円もらつておる。北鮮に抑留されて歸らざる人は、国際結婚していれば別ですが、そうでない者は、まだ歸つてくると待ちわびておる家族にはびた一文も出ぬといふような片手落ちはどうかとお聞きしておるわけですね。

○石塚説明員 びた一文も出ていないわけではないのであります。現在留守家族援助法の条件に合致した方は留守手当を支給しておるわけでありまして、現に留守宅等にはごく一部通信のあるものがあります。私どもの判断では、その留守宅通信や帰還者の証言によりまして、二百名前後の生存しておる者はほとんど全部が帰還の意思がない。残ります二千数百名の者は、資料の状態を見ますと、二十年終戦の年並に二十一年の資料だけの者が圧倒的でありまして、これらは現在未帰還の状態でありまして、残念ながら事実上、北鮮にあり、あるいはその後満州に動いて死亡しておるがゆえに、その事実がわからないために未帰還の状態にある、客観的にはこう判断できるのであります。個人々々について

○受田委員 留守手当を支給しているのは生計主体者、両親の年令が六十歳以上、あるいは不具廢疾の対象になつておる人とか、そういう人たちだけですね。それ以外の人は留守援助の対象になつていない。びた一文も出ていない。そういう人が半数はおるわけですね。それを申し上げておるわけですね。

○石塚説明員 現行法をもちましては、支給の方法はないわけでありまして、それは先生御承知の通りです。それは先生御承知の通りです。それは先生御承知の通りです。それは先生御承知の通りです。

○受田委員 従つてその問題もあわせ

て大臣が考慮していただく問題だといふことを、大臣御答弁していただく

ことなく、そういうことで御答弁

あつたものと承してよろしいでしょうか。——うなずきのお姿をもつて私は了承いたします。

そこでもう一つ、厚生省は最近第一線の方で、死亡処理を非常に督促しておられるといふことが新聞にどんどん出ておる。きのうですか、神奈川新聞をあのさう見ていたら、そういう記事が出ておりました。つまり死亡処理は、二十八年八月に恩給法ができた。その作られた法律によつて、昭和二十年の九月一日まで、つまり戦争の継続と見られるその日までの間に死亡したと認められる分は二十八年にさかのぼつて公務扶助料を支給するから、今の間にどんどん届け出をせよ、死亡処理の要求をせよといふ要求をどんどんしておられるという記事が出ておるのです。厚生省としてはそういう指導を、来年度になるとどうなるかわからぬから、今の間に、特にこの間臨時恩給制度調査会等で答申した公務扶助料の支給額と規定の答申などもあるから、今の間にやつておけば、二十八年八月にさかのぼつて扶助料がもらへるから、二十年九月一日までの死亡者と思はれる者は早く届け出よといふことを、どんどん御要求になつておるといふ記事が出ておるが、この記事はうそか、あるいはあなた方が言つておられるのがうそか、われわれに言おうとされるのがうそか、いずれがうそか、ほんとうか、一つ確認をいたしたいと思ひます。

○堀本國務大臣 全然そういう事実はございませぬ。

○受田委員 神奈川新聞の二月十九日、きのうの新聞です。未帰還者特別措置法という意味で、泉世話談でだい

にハッパをかけているという記事が出ておるわけですね。これは中央において政府が大いにハッパをかけたような印象があるような書きぶりですが、そういう死亡処理を急ぐようなことが全然ないといふれば、この新聞が間違ひです。結局今御本人から御発言があつたので間違ひないと思ひます。私は今後未処理の方々に對する、今申し上げたような意味の、別の意味の歸らざる人としての手当を出すという形で一ツ御処理を願ひたい。

それから、できれば、きょうこの問題に關しては岸総理にも御足勞願いたかつたのですが、堀本さんかわつて総理の意思を御答弁願ひたいのですが、中央に今三万二千幾ら残つておられる。これが一番数が多いわけですね。この中共の実態がはつきりしないといふことは、岸総理の特に昨年七月二十五日台湾における発言に對して周恩来総理が怒つた聲明がありましてね。そういうわれわれ国会からも代表者を送らうといふ要請に對しても、岸総理のよう

な、貴國のような國ではなかなかそれはむずかしいといふので飛ばされた事実もあるわけですね。中共は日本に對して非常に反感があります。こういう反感的な、外交を回復どころじゃない、ならみ合いをするような形で三万二千の人の消息を明らかにするといふことは容易でないと思ひます。むしろ中共との親善を十分はかつて、この三万二千の行方不明の方々の処理をはつきりするといふ立場の外交をお進めになる必要はないか。石橋内閣、鳩山内閣のアジアの方にも目を向けたあゝい形であるならば、ソ連等から歸つてこられる。中共に對して外交方針を変えて一つ歸

二七

還促進をはかるという努力を堀木厚生大臣において岸総理にかわって御発言を願いたいと思ふのです。

○堀木国務大臣 総理大臣の考えにかわりまして、と申しますよりは、岸内閣といたしまして、今この問題を処理するに当っては、御承知の通り人道問題であるという前提に立つてやっているわけでありまして。また私は中共の方針が十字会を通じてこの問題の処理に当って下さるのも、事直に申して、やはり現在の段階においてはいろいろ支障があるが、人道的見地に立つてこの問題を処理しようという気持ちに相違ないという考え方で、終始貫いておるものである。率直に言えば、その関係において、私はどなたでもほんとうに高い見地からこの問題を処理してもらいたい、そういう考えから、どなたにでも御助力を得られる限りは得たいというくらいな気持ちであります。過般、有田八郎氏の行かれたときも、私は行かれることを聞いてすぐ連絡して、この問題は実際非常に困っておる問題だ、どうかわれわれの真意をくんでもらって、向うが応ずるならば相当力を尽していただきたいということすらお願いしたくらいであります。従いまして、いろいろ政治上の問題をひっからめてものをおっしゃることは非常に困るのであつて、むしろもっと高い人道的見地からこの問題の処理に当たり、これが私の考え方でありまして、なお岸総理に対する御注意に對しましては、私からしかと御伝言いたすことは間違いないと思ふ。

○愛田委員 堀木先生、この前、藤山外務大臣が親善使節を出して残留者の実態を明らかにするところに協力する

かといつたら、それはいいことだということだつたのですが、親善使節を派遣するより外交上の努力をするとかいふふうにして、今あなたの仰せられたように、岸総理に申し入れをしていただくよりですか、国務大臣としてあなたの御管轄の中にこういう悲しい人がいるのですから、これを救うために、おれは厚生大臣をやめるくらいに決意で総理の考え方をかえていただく、チェンジしてもらおうということをお努力願ひたいと思ひます。

○堀木国務大臣 私、岸総理の考え方を変えるといつたつて、引揚者の問題に關する限りは、私責任者として、従つて私が岸内閣における限りは私自身が責任をもつて解決しなければならぬ問題であります。岸総理の考え方をまたここで御披露するには及ばぬと思ひますが、私自身は、私の責任においてこの問題に最善を尽したいという気でございまして、ことにその基くところは、高い人道的見地に立つて、こちらのやるべきことはやる。そのかわり向うさんにそれと同じような立場でやっていただく。なお岸総理に対する御忠言はお伝えするだけにとどめさせていただきます。

○愛田委員 それではこれで最後の質問にします。政府が非常に誠意ある答弁を、特に堀木先生におかれては非常に誠意をもつてやっておられる点はわかつたのです。これ以上はお尋ねしません。最後に法案へ歸りますが、定員法に關係する問題でありますので、行管の方からも御答弁願ひたいのです。未帰還調査部の職員は漸次減少せしめられ、本年は昨年の三割減ということになつておるはずで、この未帰還調査部の職員は三年計画を四年に延ばして減らす計画をやられたわけですが、これは未帰還調査部としてこの職員の定数を、今何名ですか、ちよつとはつきり記憶してありませんが、二百名ばかりしかいなくなつたのぢやないですか。そういうものをだんだん減らすことと仕事の量とこれをどうのように考えておられるか、残存人員をもつてよく所期の目的を達成し得るかということについての見通し、現在の職員定数として定数がだんだん減らされる見通しの上に立つ事務進捗の状況とを御報告願ひたいと思ひます。

○石塚説明員 ただいま愛田先生から未帰還調査部の三割減というお話がありました。未帰還調査部そのものは三割減ではないのでございまして、全体としてはこゝろ百三十名の定員の縮減でございまして、前年度の定数から見ますと、二割ちよつとでございまして、未帰還調査部につきましては現在二百二名ございまして、二百二名のうち実質的には三十六名の縮減になります。

○愛田委員 それに對して、定員以外の臨時職員を置いておられますか。

○石塚説明員 定員外の七十名の常勤を置いております。

○愛田委員 舞鶴の引揚援護局の職員、この役所が廃止された後の職員の処理はどうするのか、及び復員連絡局及びこの支部職員のその役所がなくなつて後の処遇、その行方に対する見通し、こういうものを考えておかぬと、法律で簡単に成立しただけでは困ると思ふのですが、ちゃんとそういう行き先も考えてやり、そうして定数全

体からくる調整もよくつてこの問題を解決するといふ用意がされておるか。

○石塚説明員 明年度において整理されてます分につきましては、部内で配置転換できますものは、できるだけ配置転換をはかりたい、こういうふうに出ております。なお居住の關係その他で配置転換できないものにつきましては、できるだけ民間の就職あっせんを努めたい、こういうふうに考えております。

○愛田委員 それは十一月までの間に適當にやるわけですね。つまり舞鶴援護局におられる方はあの地域から通う人が多いので、そういうものの数をちよつと示して下さい、配置転換その他可能のものと、それから現地で移動ができない立場にあるものといふものの数字が出ておるはずで、

○石塚説明員 舞鶴につきましては、もともと舞鶴にずっとおつた方で居住を變更できない方につきましては、京都あるいは近畿地方でできるだけ消化したい、あるいは部内で配置転換いたしますとすれば、国立病院あるいは国立療養所あるいは保健關係その他へ配置転換する、こういうふうに努力したいと思つております。数はちよつとここにありませんので……

○愛田委員 やはり地元の出身者でよそへ移動できないものの数がどれだけあり、また東京へ来る人がどれだけあるというふうなものをちゃんと用意して、そして役所を廃止するということとは重大なことですから、官庁そのものの存在がなくなるといふくらい悲劇はないですか。そこに勤めておつた人はさびしいのです。永久に忘れられない建物を振り返つて、郷愁をそそられ

る人々です。そういう人が何人おつてというおせん立てができてからこういうものを出すべきなのに、法律を作つて、それから配置転換を考えられるのは前後が反對なわけですね。大臣、あなたの部下に職場を失う悲しき人が多数出る、一つこういう人々に対しての対策を最後に示したいと思ひまして、大臣に對する質問を終わります。

○堀木国務大臣 おっしゃることは一々こももつとでございまして。私はやめてから何にもしないで遊んでおりました。五年間は遊んでおりますが、しかしほかの人は全部始末しております。私自身が政治に出ます前は民間の社会事業をやつておりました、こういう人の救済とか外地からの引き揚げに當つてきた経験がございまして。従来の実績を見ましても大した数ではないと思ひますが、なおようお世話しないのがあるのです。私はまあ率直に申して、この程度の人を私自身が世話できないよりじやしうがないので、そういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

○愛田委員 これで終ります。

○福永委員長 本日はこの程度にとどめて、次回は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

〔参照〕 青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕